

— 婦人労働資料第66号 —

婦人の職業案内

— 資格を要する職業 —

1958年7月

労働省婦人少年局

婦人の職業案内

—資格を要する職業—



指人形であそびあそんでいる保母



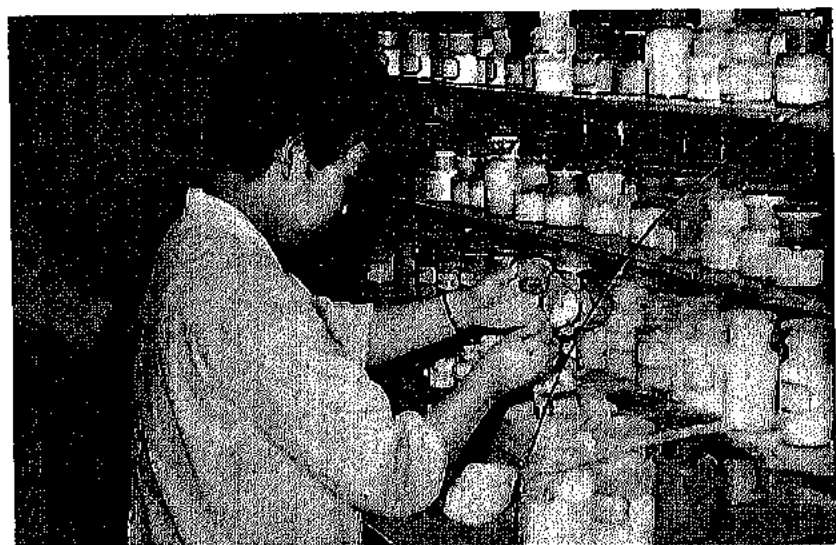
おひる



医 師



歯科医師



薬 劑 師



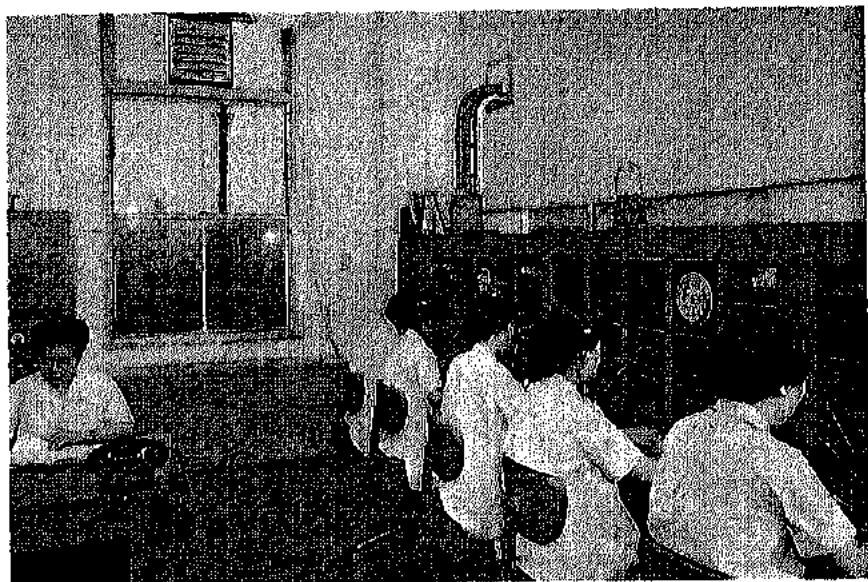
歯科技工士



看護婦



栄養士



電話交換取扱者



衛生管理者



裁判官



図書館司書



建築士



児童福祉司



生活改良普及員



美容師



保健婦



縫容師

は し が き

最近、職業をもつて働く婦人の数はいちじるしく増えています。その職業領域も、在来の事務、販売、生産部門から、専門的、管理的、技術的部門にまでのびており、国の産業の発展に、社会福祉の向上に、婦人の寄与するところはきわめてひろくなっています。

このような婦人の職業の重要性にかんがみ、婦人少年局では、かねて婦人の職業に関する調査、啓蒙、職業対策施設の設置、婦人の職業関係資料の刊行等、諸般の施策を講じてきました。

この資料はその一環として編纂されたもので、現在、婦人が就いている職業のなかから、一定の資格を必要とする職業40種をえらび、職務内容と資格取得の方法を中心として簡単な解説を付してあります。不備な点も多々あることと思われませんが新しく学校をでて職業に就くことをのぞんでいる女子の学生、生徒はもとより、一定の資格をもつて働くことを希望している未亡人の方々の職業案内の手がかりともなり、あるいは、婦人の職業指導を担当される方々の御参考としてこの資料が幾分でもお役にたてば幸いです。

おわりに、この資料の作成にあたり多大の御援助と御協力をいただいた関係官公庁、団体の各位に対し、心からの謝意を表する次第であります。

1958年7月

労働省婦人少年局

婦人の職業案内

目 次

はしがき

第1部 国・都道府県の試験を必要とする職業

1. 自由専門的職業

医 師	1
歯科医師	3
薬剤師	5
教 員	6
生活改良普及員	12
栄養士	15
看護婦	17
準看護婦	19
保健婦	20
助産婦	22
裁判官	24
弁護士	27
公認会計士・会計士補	29
税理士	32
建築士(一級・二級)	36

2. 半自由専門的職業

診療エックス線技師	89
歯科衛生士	40
歯科技工士	41
弁理士	42
司法書士	44

3. 管理的及び公務的職業

国家公務員	46
外交官・領事官	54
労働基準監督官	57
裁判所職員	60

4. 対人奉仕職業

ガイド	63
保母	65
美容師	67
理容師	69
クリーニング師	71

5. 書記的及び類似職業

電話交換取扱者	72
行政書士	75
衛生管理者	76

6. 警備職業

検察官	78
-----	----

第2部 一定の資格を必要とする職業

自由専門的職業

図書館司書・司書補	79
社会教育主事	82
社会福祉主事	84
身体障害者福祉司	86
児童福祉司	87
児童福祉施設の職員	88
児童相談所の職員	98

第 1 部

国・都道府県の試験を必要とする職業

医 師

医師は高い知識と技術を必要とする専門的職業です。戦前には医師を志望する婦人は、ほとんど、婦人のみの医学校で養成されていましたが、戦後の学制改革で今はひろく門戸がひらかれています。昭和31年末の厚生省調によりますと、医籍に登録されている女医は全国で8,939人で登録者総数の約1割をしめています。そのうち、実際に診療に従事している婦人は7,581人で、眼科・産婦人科・内科・小児科・耳鼻咽喉科が比較的多く、その大半は自分で診療所をひらいています。そのほか、国立・公立（都道府県・市町村等）社会保険関係団体の病院をはじめ、日本赤十字社・済生会・農業協同組合等公益法人、医療法にもとづいて設立した医療法人、会社（従業員のための医療施設）または個人等の経営する病院や診療所など勤務先はきわめて広範囲にわたっています。なお、医育機関で医学の研究にたずさわったり、保健所や官公庁に勤務して衛生行政の仕事をしている人もいくらかおります。医師になるには、医師国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。

受 験 資 格

- (1) 文部大臣の認定した大学において正規の医学の課程を修めて卒業した者で、1年以上の診療および公衆衛生に関する実地修練（インターン）を経たもの
- (2) 医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療および公衆衛生に関する実地修練を経たもの

（注）予備試験を受けられるのは次のいずれかに該当する人です。

- イ 外国の医学校を卒業し、または外国で医師免許を得た者のうち、学力および技能が下記の(3)に該当しない者
- ロ 引揚者で外地等の医師免許を受けていた者（但し昭和35年12月末まで）
- ハ 旧制度による受験資格のあつた特定の学校卒業生や外地試験

の一部合格者(但し昭和34年12月末まで)

- (3) 外国の医学校を卒業し、または外国で医師免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)にかかげる者と同等以上の学力および技能を有し且つ適当と認定したもの

医師国家試験の試験内容は、臨床上必要な医学および公衆衛生に関して、医師として具えておらねばならない知識と技能について行われます。予備試験は第1部試験と第2部試験の2段階になっています。

試験は年に1回以上実施されその期日や場所などはあらかじめ官報に告示されます。詳細は中央では厚生省医務局医事課国家試験係か、地方では厚生省医務出張所(東京都・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・普通寺・福岡の各市)または都道府県の衛生部主務課でも分ります。

初任給は国立関係の病院で本俸11,800円、民間病院ではこれより上まわつている傾向にあります。(医師法)

歯科医師

歯科医師は、歯科医療や保健指導を掌ることによつて公衆衛生の増進をはかっています。昭和31年末の厚生省調によりますと全国の歯科医師登録者数は31,642人で、そのうち女子は3,441人で全体の10.8%に相当し、その数は年々増えていく傾向にあります。

実際に診療に従事している婦人は3,041人で、医師と同じく、自分で診療所を開設している人がもつとも多く約60%をしめています。そのほか、公立や個人経営の病院、診療所、医育機関の附属病院などに勤務しており官公庁で衛生行政や保健業務にたずさわっている婦人もいます。歯科医師になるには、歯科医師国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。

受験資格

- (1) 文部大臣の認定した大学において正規の歯学の課程を修めて卒業した者
- (2) 歯科医師国家試験予備試験に合格した者で、合格した後1年以上の診療および口くう衛生に関する実地修練(インターン)を経たもの

(注) 予備試験は下記の人が受けられます。

イ 外国の歯科医学校を卒業し、または外国で歯科医師免許を得た者のうち、学力および技能が下記の(3)に該当しない者。

ロ 終戦前に外地等で歯科医師の免許を受けた引揚者(但し昭和35年12月末まで)

ハ 終戦前に外地等で免許を受けた引揚者以外の者、および朝鮮、満州の歯科医師試験第1部試験の合格者(昭和34年12月末まで)

- (3) 外国の歯科医学校を卒業し、または外国で歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)にかかげる者と同等以上の学力および技能を有し且つ適当と認定したもの

国家試験の内容は、臨床上必要な歯科医学および口くう衛生に関して歯科

医師として具えなければならない知識と技能について行われます。予備試験は学説と実地について行われ、学説試験はさらに第1部と第2部とに分けられています。

試験は年に1回以上おこなわれますが、期日や場所などについてはあらかじめ官報に告示されます。照会先は医師の場合と同じです。初任給は国立関係の病院で本俸10,800円、民間の病院ではこれより上まわっています。

(歯科医師法)

薬 剤 師

薬剤師は医薬品の調製、鑑定、保存、調剤、交付の業務にたずさわります。病院、診療所、薬局に勤めるほか、医薬品営業(製造、輸入、販売)や衛生行政に従事することもできます。昭和80年12月末現在の厚生省調によりますと薬剤師は全国で52,418人を数え、その32%に相当する16,914人は女子でおよそ10,000人が就業していますが、その志望者は年々増加しています。

薬剤師になるには薬剤師国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。ただ厚生大臣の指定した外国の薬剤師免許を受けた者で、厚生大臣が適当と認めたものは国家試験を受けないで免許が得られます。

受験資格

- (1) 大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者。
- (2) 厚生大臣の指定した外国の薬剤師免許を受けた者で、前に述べた免許を受けることができない者。
- (3) 外国の薬学校を卒業し、または厚生大臣の指定した外国以外の外国の薬剤師免許を受けたもの。

試験科目

薬剤師として具有すべき知識および技能について第1次に学説試験が行われ、これに合格した者でなければ第2次の実地試験は受けられないことになっています。

試験は年1回以上実施されます。期日や場所はあらかじめ官報に告示されますが、詳細は中央では厚生省薬事課、地方では厚生省医務出張所か都道府県の衛生部主務課でわかります。

初任給は、国立病院の薬局に勤務した場合本俸9,200円程度です。(薬事法)

教 員

教員は従来から教育程度の高い婦人にとつての大きな職業分野の一つとなっています。昭和32年5月1日現在の文部省調によりますと、国立、公立、私立あわせて教員の総数は全国でおよそ75万人で、そのうち女子は84.6%をしめています。

学校種別本務教員数

学 校 種 別	教 員 数		
	計	女	男
幼稚園	28,844	25,886	2,458
小学校	851,538	160,898	190,840
中学校	195,613	43,367	152,246
高等学校	118,288	20,752	97,481
盲学校	1,911	594	1,317
ろう学校	3,212	1,507	1,705
養護学校	178	71	107
大学	40,444	2,221	38,223
短期大学	6,187	1,952	4,235
合 計	745,655	257,248	488,412

1957年5月・文部省調

免許状の種類

昭和24年に施行された教育職員免許法により、小・中・高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園の教員になろうとする者の資格要件がきだされました。この教員免許状は次の8種類にわかれ、その各々について一級普通免許状、二級普通免許状の別があり、そのほかに下級の免許状として助教諭になるための臨時免許状があります。

1. 小学校教諭免許状
2. 中学校教諭免許状(14の教科に分れる)

3. 高等学校教諭免許状(25の教科に分れる)
4. 養護教諭免許状
5. 盲学校教諭免許状
6. ろう学校教諭免許状
7. 養護学校教諭免許状
8. 幼稚園教諭免許状

免許状の取得方法

教員免許状を取得するには、大学における養成課程を修了するという基本原則的な方法と、免許状の授与権者である各地の都道府県教育委員会、または都道府県知事の実施する「教育職員検定」に合格するという方法とがあります。

1. 大学における養成課程を修了する場合

学芸大学、およびその他の大学のうち学芸学部とか教育学部という名称のついた大学では、教育課程そのものが教員養成を目的として編成されていますから、大学の卒業に必要とされている単位を修得すれば、それで免許法上の要求をもすべて満たした結果になつて教員免許状を授与されますが、教員養成を主たる目的としない大学の学部学科に入学したときは、その学部学科特有の専攻のための課程を履修したうえ、教員になる資格取得のため必要とされる単位も取らなければなりませんから、このような大学に入学した人が教員になろうとする場合は、履修する講座や授業科目の選択が大事になります。

小学校教員

小学校教員の養成をおこなっている大学は現在ほとんどが国立大学で、各都道府県に1カ所ずつ合計46大学ありますが、その他公・私立大学等では

17校あります。国立大学の教員養成学部で4年の課程を修了すると一級免許状が得られますが、別に2年で修了する課程がおかれ二級免許状の資格が得られます。毎年小学校教員として新規に採用される者のうち、85%前後は国立の教員養成学部の卒業者です。

幼稚園教員

幼稚園教員の養成をおこなっている大学は、国立の教員養成学部およびその他の教養学部ほかに89校の私立短期大学があります。国立の幼稚園教諭養成課程も大部分が2年課程のもので、ここを修了すると2級普通免許状が得られます。

中学校・高等学校教員

中学校および高等学校の教員は、小学校や幼稚園の全科担任制と異なつて教科担任制になつていますので、免許法上は中学校教員や高等学校教員という一般的な形の教員は存在せず、たとえば中学校(または高等学校)国語科教員とか数学科教員という各教科別の教員があるわけです。中学校教諭一級普通免許状(高等学校教諭二級普通免許状に相当)を得るには、基礎資格として学士の称号を有し、一般教育科目38単位、専門科目のうち教科に関するもの甲40単位、乙32単位、教職に関するもの14単位を修得しなければなりません。

養護教員

養護教員になるには、文部大臣の指定を受けた養護教諭養成機関で所定の課程を修めますが、このほか保健師助産師看護婦法によつて保健師の免許を受けている者は、そのままの資格で養護教諭二級免許状が受けられます。看護師の免許をうけた人はさらに文部大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学し、一般教育科目10単位、養護に関する専門科目12単位、教職に

関する専門科目8単位を修得すれば一級免許状が授与されますが、二級免許状で十分な場合は修業年限6ヵ月以上の保健師養成施設を修了すればよいことになります。しかしふりい制度によつて看護婦になつた人の場合はこれとややちがいます。

特殊学校教員

特殊学校の教員(盲学校、ろう学校、養護学校)になるには、小・中・高等・幼稚園の各部に相当するそれぞれの教員免許状のほかに、盲・ろう・養護教諭の免許状を必要とします。そのためには、大学で所定の単位を修得しなければなりません。現在、特殊学校の教員養成課程をおいている大学は数校の国立大学にすぎません。

2. 教育職員検定を受ける場合

教員になるには大学を卒業するのが本筋ですが、当分のあいだ高等学校を卒業しているか、または高等学校を卒業していなくとも、文部大臣が高等学校を卒業した者と同等以上の資格があると認めた下記の人々には、助教諭として教員になる道がひらかれています。

- イ 外国において学校教育における12年の課程を修了した者。
- ロ 文部大臣の指定した次の者、すなわち旧制の高校、大学予科、専門学校、師範学校本科、青年学校教員養成所、高等女学校(5年制)の専攻科または高等科等の第1学年を修了した者等。
- ハ 大学入学資格検定規程にもとづいて、文部大臣が毎年実施する大学入学資格検定に合格した者(毎年1回、8月上旬ごろ各都道府県で実施されるのが例です)
- ニ 大学において相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

助教諭になるためには助教諭臨時免許状が必要ですが、この免許状を受け

るには、公立学校の場合は都道府県教育委員会へ、私立学校の場合は都道府県知事に教育職員の検定出願をしなければなりません。教育職員検定の内容は、受験者の人物・学力・実務および身体についておこなわれます。学力の判定については試験を実施している県が大部分です。臨時免許状の種類は教諭の普通免許状の種類と同じで、すべての学校の教員および養護教員について設けられていますが、ただ普通免許状のように一・二級の区別はありません。なお、臨時免許状の有効期間が3年間に限定されていること、免許状を授与された都道府県内だけしか通用しないことで、助教諭の身分は普通免許状取得者にくらべて不安定であるといえましよう。教育職員免許法はこのような教師のために、現職教育を受けて上級の免許状を得る機会をあたえています。

給与について

教員の給与は学歴と経年数に応じて、大学等教育職員に適用する教育職俸給表(一)、高等学校等教育職員に適用する教育職俸給表(二)、中学校・小学校・幼稚園等教育職員に適用する教育職俸給表(三)の三本建で、基本給のほかに扶養手当・留定手当・夜勤手当・宿日直手当・期末手当・寒冷地手当等が支給されます。学校卒業者の初任給の基準を示すと下表のとおりです。昇給期間は原則として1年です。

教育職俸給表 (一) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
大 学 等 の 助 手	博 士 課 程 修 了	14,800円
	修 士 課 程 修 了 大 卒	11,800円
	大 学 卒	9,800円
大 学 等 の 教 務 職 員	修 士 課 程 修 了 大 卒	10,800円
	大 学 卒	9,200円
	短 大 卒	7,400円

教育職俸給表 (二) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 員	修 士 課 程 修 了	12,800円
	大 学 卒	9,800円
	短 大 卒	8,000円
	高 校 卒	6,800円

教育職俸給表 (三) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教 員	大 学 卒	9,800円
	短 大 卒	8,000円
	高 校 卒	6,800円

(教育職員免許法)

生活改良普及員

生活改良普及員は、直接農民に接して農民生活の改善に関し、科学的な技術と知識の普及指導にあたります。仕事の内容は、農村の衣・食・住全般にわたり、生活技術を中心として巡回指導・講習会・展示会等を開催し、あるいは農民生活の改善を目的とする婦人のグループを育成し協同生活をとおして、封建性の啓発、生活技術の向上等を援助します。生活改良普及員のほとんどは女子で、昭和33年3月末現在、全国で1,597人が活動しています。

生活改良普及員になるには、都道府県が条例によつておこなう生活改良普及員資格試験に合格した者のなかから任用されますが、次の一つに該当する人は試験を受けなくても資格が得られることになっています。

- (1) 大学(新旧とも)・旧専門学校で家政に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国・地方公共団体の試験研究機関、農林大臣の指定するその他の試験研究機関、大学(新旧とも)・旧専門学校・高等学校・旧農学校その他農林大臣の指定する教育機関において、さいきん5年のうち3年以上家政に関する試験研究または教育に従事したもの。
- (2) 上記の者と同じ学歴をもつ者で
 - (イ) 国・地方公共団体、農林大臣の指定する団体において、家政に関する技術についての普及または指導奨励に従事した期間が、さいきん7年のうち5年以上に達するもの。
 - (ロ) 家政に関する技術についての普及または指導奨励に従事した期間と、家政に関する試験研究または教育に従事した期間とを通算してさいきん7年のうち5年以上に達するもの。
- (3) 上記にかかげる者のほか農林大臣がこれらの者と同等の学識および経験を有すると認めたもの。

生活改良普及員資格試験は毎年1回実施されますが、特に必要があるときは臨時におこなわれることがあります。試験の実施期日、場所、受験願書の

受付期間などは試験期日の60日前までに公告されることになっています。

受験資格

- (1) 新制大学・都道府県立農業講習所等において家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、および当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して3ヵ月以内に卒業見込の者、旧大学・旧専門学校等において家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、旧実業学校・旧中学校高等女学校教員検定規定により、家政に関する学科目の検定に合格した者。
- (2) 新制高校・旧中等学校・旧実業学校・旧高等女学校・旧中学校等を卒業した者、または大学入学資格検定や旧専門学校入学検定の合格者で、卒業または検定合格ののち当該試験の実施期日までに次の(イ)若しくは(ロ)の職務に従事した期間、または(イ)(ロ)にわたる期間を通算して3年以上に達するもの。
 - (イ) 国・地方公共団体・その他法人格を有する団体の家政に関する試験研究機関や教育機関における試験研究または教育。
 - (ロ) 国・地方公共団体・その他法人格を有する団体において家政に関する技術についての普及・指導奨励の実務、朝鮮・台湾・満州など外地の学校卒業者や試験研究・教育・普及または指導奨励に従事した人たちに対しても上記に準じた取扱いがされています。

試験方法

試験は筆記試験・実地試験・口述試験にわけて実施されます。筆記試験は新制大学卒業程度において次の科目についておこなわれます。

必須項目

被服 住居 食物 家庭管理 家庭保健衛生

選択項目(2項目を選択する)

農業一般 育児 家庭看護 家庭物理 家庭生物 家族関係 教育、

実地試験は、農民生活の改善に関する教示および実地展示を行うために必要な科学的技術と知識についておこなわれます。

口述試験では社会常識その他改良普及員として必要な能力を判定します。

なお普及事業には改良普及員の後援となつて、試験研究機関と密接な連絡を保ちながら、それぞれの専門の事項について調査研究をする専門技術員の制度があります。現在生活改善担当の女子専門技術員は全国で92名います。将来専門技術員を希望する場合は、一定の生活改良普及員の経験をつめば、受験資格があたえられ、その道もひらかれています。

生活改良普及員の初任給は任用する都道府県によつて多少のひらきはありますが、短大卒業の学歴で本俸7,400円程度です。(農業改良助長法)

栄 養 士

栄養士は栄養上の調理指導、栄養知識の普及、集団給食の指導などのほか保健所等の栄養行政や諸種の給食事務、食品加工の業務など広範囲にわたつた栄養改善活動に従事します。栄養士は戦前からあつた職業ですが昭和22年栄養士法の制定によつて身分が確立されました。栄養士を必要とする職場は保健所・学校・病院・官公庁・工場・事業場・寄宿舍・社会福祉施設(養老院等)・児童福祉施設(保育所・乳児院・養護施設等)・きょう正施設(刑務所・少年院等)などです。昭和31年末、厚生省調によりますと、栄養士の資格をもっている者は20,684人ですが、ほとんど女子でしめられています。(女子19,181人、男子1,553人)

栄養士になるには都道府県知事の免許を受けなければなりません、それには厚生大臣の指定した栄養士の養成施設で2年以上の修習をして資格を得る方法と、厚生大臣のおこなう栄養士国家試験に合格する方法とがあります。

(1) 養 成 施 設

厚生大臣の指定を受けている養成施設(学校)は全国に現在110校あります。施設の種類の大学(4年制)短期大学(2年制)および各種学校(栄養学校)などです。入学資格は高等学校の卒業生、旧制の中等学校の卒業生、またはこれと同等以上の学力があると認定された者となっています。

(2) 栄 養 士 試 験

受 験 資 格

高等学校を卒業した者、旧制の中等学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認定された者で、2年以上栄養士の実務見習をしたもの。

試験科目

公衆衛生 栄養学 食品学 食品衛生学 調理 栄養指導

試験は毎年1回(10月頃)実施されます。昭和32年度は札幌・仙台・東京・大阪・広島・熊本の各市で行われました。日時、場所など詳細は官報に告示されますが、厚生省公衆衛生局栄養課、或いは都道府県の衛生部主務課でもわかります。

毎年100名前後の国家試験合格者と、1,000名を超える養成施設卒業者がでていますが、最近は求人数より求職者数が上まわる現象を呈しています。

初任給は国立関係で短大卒の有資格者本俸7,400円、大学卒の有資格者9,200円で民間の方がいくぶん高いようです。(栄養士法)

看護婦

看護婦は病院・診療所・保健所等で病人の療養上の世話や、医師の診察・治療をたすける仕事をします。また児童福祉施設で子供たちの世話や生活指導にあたり、学校で看護や保健指導にたずさわることもあります。

看護婦はもつとも古い歴史をもつた婦人の職業の一つで、明治のはじめすでに看護婦の募集がおこなわれた記録がありますが、明治28年には赤十字看護婦養成所が設立されています。わずか数名しかいなかった当時にくらべて、今日就業している看護婦は全国で118,898人(昭和31年12月末、厚生省調)をかぞえており、婦人の職業としても重要な分野をしめています。

看護婦になるには看護婦国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。ただし旧制度による看護婦試験の合格者や、外地で昭和25年8月以前に看護婦免許を受けた人は、新制度の看護婦免許を知事から受けられます。

受験資格

- (1) 高等学校卒業後、文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者
- (2) 高等学校卒業後、厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者
- (3) 免許を得た後8年以上業務に従事している準看護婦または高等学校を卒業している準看護婦で、(1)(2)に規定する学校または養成所で2年以上修業した者
- (4) 外国の看護婦学校を卒業し、または外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)にかかげる者と同等以上の知識および技能を有すると認めた者

試験科目

解剖生理 細菌学 薬理

衛生

個人衛生 公衆衛生概論

栄養(食餌療法を含む)

看護学(理論及び実地)

看護史 看護倫理 看護原理及び実際 公衆衛生看護概論

内科学及び看護法 外科学及び看護法 伝染病学及び看護法

小児科学及び看護法 産婦人科学及び看護法 精神病学及び看護法

眼科学・歯科学及び耳鼻咽喉科学 皮膚泌尿器科学 理学療法

試験は年に2回(4月と9月ごろ)おこなわれます。くわしいことは試験の1~2ヵ月前に官報に告示されますが、中央では厚生省医事課、地方では厚生省医務出張所(東京都、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、善通寺、福岡の各市)または都道府県の衛生部主務課でもわかります。

初任給は国立関係の病院では本俸8,900円ですが、伝染のおそれのある職場等で働く場合は危険手当として本俸の12%の調整額が加算されます。(顕患者に接する職務は24%)民間の病院では住込み食事つきで5,000円~7,000円、通勤で7,000円~12,000円ぐらいで、病院の規模等により相当のひらきがあるようです。

(保健婦助産婦看護婦法)

準看護婦

準看護婦は、診療の補助や病人の世話など看護婦と同じ業務にたずさわりますが、医師・歯科医師のほかに看護婦の指示を受けて仕事をする事になっています。準看護婦になるには都道府県が行う準看護婦試験に合格して、都道府県知事の免許を必要とします。

受験資格

- (1) 中学校卒業後、文部大臣の指定した学校において2年の看護に属する学科を修めた者
- (2) 中学校卒業後、都道府県知事の指定した準看護婦養成所を卒業した者
- (3) 看護婦国家試験の受験資格をもつ者
- (4) 外国の看護婦学校を卒業した者、或いは外国で看護婦の免許を得た者のうち、看護婦国家試験受験資格は認められなかつたが都道府県知事が適当と認めた者

試験科目

解剖生理 細菌及び消毒法 個人衛生 食餌療法 薬理概論
一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理 看護の原理及び実際 内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法 小児科及び看護法 産婦人科疾患及び看護法

眼科・歯科及び耳鼻咽喉科疾患 皮膚泌尿器科疾患 理学療法

準看護婦になつてから8年以上の実務経験を積み、さらに2年制の看護学校か養成所を修了すれば、看護婦国家試験受験資格ができます。昭和31年12月末の厚生省調べによりますと就業している準看護婦は全国に17,046人おります。

初任給は国立関係の病院で本俸6,900円、民間病院では食事つき住込みで4,000円~6,000円、通勤で6,000円~7,000円位ですが、看護婦の場合と同じように病院の規模や地域等によつて差があるようです。

(保健婦助産婦看護婦法)

保 健 婦

保健婦は都道府県庁・保健所・市町村役場・国民健康保険団体・農業協同組合・工場・学校などに勤め、個別的または集団的な健康管理や保健指導の業務にたずさわれます。受持区域の家庭を訪問して保健に関する相談や指導にあずかることもあります。工場で働く場合は衛生管理者の資格も得て両方の仕事を兼任することが多いようです。

保健婦は全国で12,156人(昭和31年12月末、厚生省調)をかぞえていますが、その活動は国民の健康増進や衛生思想の向上に影響をあたえ、特に農漁村の衛生改善に寄与しています。

保健婦になるには看護婦の資格を得たのち保健婦国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。ただし旧制度により昭和26年8月までに一定の資格をもっていた人は、都道府県知事の免許を受けることができる例外があります。

受 験 資 格

看護婦国家試験に合格した者が看護婦の国家試験受験資格をもっている者であつて、さらに次のいずれかの資格をもたなければなりません。

- (1) 文部大臣の指定した学校において6ヵ月以上保健婦になるに必要な学科を修めた者
- (2) 厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者
- (3) 外国の保健婦学校を卒業し、または外国において保健婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)にかかげる者と同等以上の知識および技能を有すると認めた者

試 験 科 目

公衆衛生及び予防医学

厚生行政 社会統計 母性及び小児衛生 学校衛生 産業衛生
伝染性疾患予防 慢性疾患予防

公衆衛生看護の原理及び実際

公衆衛生看護

母性保健指導 乳幼児保健指導 学校保健指導 産業保健指導

伝染性疾患予防指導 慢性疾患保健指導

栄 養

試験は年2回おこなわれます。照会先は看護婦の場合とおなじです。

初任給は国立関係の病院等で本俸8,900円、民間ではこれより上まわつて
いるようです。

(保健婦助産婦看護婦法)

助産婦

助産婦は正常な分娩をたすけ、妊産婦・産じよく婦・新生児の保健指導をします。また、異常分娩を早期に発見して医師に連絡することも、助産婦の担当です。おもな勤めさは病(産)院・助産所・保健所・診療所などですが、自分で助産所を開設することもできます。就業している助産婦は全国で53,743人で、年長の婦人も多く働いています。(昭和31年12月末、厚生省調)

助産婦になるには看護婦の資格を得たのち、助産婦国家試験に合格して厚生大臣の免許を得なければなりません。ただし旧制度によつて昭和28年8月までに一定の資格をもつていた人は、助産婦名簿に登録をうけ業務をおこなうことができる例外があります。

受験資格

看護婦国家試験に合格した者か、看護婦の受験資格をもっている者であつて、さらに次のひとつに該当しなければ受験できません。

- (1) 文部大臣が指定した学校において、6ヵ月以上助産に関する学科を修めた者
- (2) 厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者
- (3) 外国の助産婦学校を卒業し、または外国において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)の者と同等以上の知識および技能を有すると認めたもの

試験科目

産科学 新生児学

助産の原理と実際

助産倫理及び助産史 助産法 母性保健指導 乳児保健指導

母子衛生行政 栄養

試験は毎年2回(4月と9月)おこなわれます。実施場所や期日はあらかじめ官報に告示されます。照会先は看護婦の場合と同じです。

初任給は国立関係の病院で本俸8,900円です。

看護婦、保健婦、助産婦の免許をもち、厚生大臣の認定する講習を終了しますと受胎調節実地指導員の資格を得られます。(保健婦助産婦看護婦法)

裁 判 官

裁判所は最高裁判所と下級裁判所(高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所)とに区分されています。高等裁判所には判事, 地方裁判所と家庭裁判所には判事と判事補がおかれ, 簡易裁判所には簡易裁判所判事がおかれています。

わが国ではじめて婦人の判事補が任用されたのが昭和24年で, その後10年間に判事1名, 判事補16名と増え, 全国の1,040名の判事, 470名の判事補(昭和33年5月末日現在, 法務省調)にまじって活動しています。

判事は次の各号の一つまたは二以上に通算して10年以上在職していた者のなかから任命されます。

1. 判事補
2. 簡易裁判所判事
3. 検察官
4. 弁護士
5. 裁判所調査官 司法研修所教官または裁判所書記官研修所教官
6. 旧大学令による大学および学校教育法による大学で, 法律学を研究する大学院のおかれている大学の法律学の教授または助教授

判事補は, 司法修習生の修習を終えた者のなかから任命されることになっています。

簡易裁判所判事は, 高等裁判所長官もしくは判事の職に在つた者のほかに, 次の各号の一つまたは二以上に通算して3年以上在職していた者から任命されます。

1. 判事補
2. 検察官
3. 弁護士
4. 裁判所調査官 裁判所事務官 司法研修所教官
裁判所書記官研修所教官 法務事務官または法務教官
5. 旧大学令による大学, および学校教育法による大学で, 法律学を研究する大学院のおかれている大学の法律学の教授または助教授

判事補と大学の教授等をのぞくほかは, 司法修習生の修習を終えた後の年数で通算される制限があります。なお多年司法事務にたずさわっている者等

について選考任命の方法があります。

裁判官の給与は, 判事で本俸5号の53,200円から特号75,000円まで, 判事補が本俸10号の16,300円から特号の51,000円まで, 簡易裁判所判事が本俸14号の16,300円から特号の62,400円までとなつています。 (裁判所法)

【司法修習生】

司法修習生は, 司法試験に合格した者のなかから最高裁判所が採用します。採用されて2年間の修習後, 試験に合格すれば司法修習生の修習を終えることになります。なお, 修習期間中は手当として月12,850円と一般公務員なみの諸手当が支給されます。

裁判官のみならず検察官や弁護士のコースを選らぶ人も, 司法試験はその出発点となる重要なものですから, ここで司法試験についてふれてみましょう。

司法試験は裁判官, 検察官, または弁護士を志望する者に対して, その学識および応用能力を有するかどうかを判定することを目的として行われる国家試験で, 司法修習生になるにはこの試験を通過しなければなりません。試験は第1次試験と第2次試験にわかれています。第1次試験は, 学校教育法に定める大学卒業程度において一般教養科目(一般教育科目—人文科学, 社会科学および自然科学の各系列—と外国語)について筆記の方法により行われます。受験資格には別に制限はなくだれでも受けられますが, 次の一つに該当する人は免除されることになっています。

1. 学校教育法に定める大学において学士号を得るに必要な一般教養科目の学習を終えた者
2. 旧高等学校令による高等学校高等科, 旧大学令による大学予科または旧専門学校令による専門学校を卒業または修了した者
3. 旧高等試験令による高等試験予備試験に合格した者またはその免除を受けていた者

4. 前の3号に該当する者のほか、司法試験管理委員会の定めるところにより、前3号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者、すなわち満州国立建国大学前期を終了し、または同大学後期を卒業した者、満州国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者、満州国立新京法政大学学部または特修科を卒業した者、琉球大学を卒業した者、

第2次試験は第1次試験に合格した者、または第1次試験の免除者に限り受験できるものです。

(1) 筆記試験

- イ. 憲法 ロ. 民法 ハ. 商法 ニ. 刑法
ホ. 民事訴訟法 ヘ. 刑事訴訟法 ト. 次の科目のうち受験者の
あらかじめ選択する1科目
行政法 破産法 労働法 国際私法 刑事政策

(2) 口述試験

筆記試験に合格した者に対して、憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法および刑事訴訟法の6科目についておこなわれます。

筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法試験の筆記試験が免除されます。

司法試験は毎年1回以上おこなわれ、その期日や場所などはあらかじめ官報に公告されますが、詳細は法務省内の司法試験管理委員会で行われます。

(司法試験法)

弁 護 士

弁護士は、当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱によつて、訴訟事件・非訟事件および訴訟・審査の請求・異議の申立等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務をおこなうのが職務で、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することが使命とされている職業です。

弁護士は弁理士および税理士の事務をおこなうこともできます。

弁護士会に加入している正会員は(外人の弁護士は準会員)8,428人で、女子が31名含まれています。(昭和33年5月末日、日本弁護士連合会調べ)婦人の弁護士が初めて誕生したのは昭和15年で、戦後は年々増加の傾向をめています。

弁護士になるには下記の一つに該当する者で、入会しようとする弁護士会を経て、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録されなければなりません。

- イ. 司法修習生の修習を終えた者
ロ. 最高裁判所の裁判官の職に在つた者
ハ. 司法修習生になる資格を得たのち、5年以上簡易裁判所判事・検察官・裁判所調査官・裁判所事務官・法務事務官・法務研修所・裁判所書記官研修所もしくは法務研修所の教官・衆・参議院の法制局参事または法制局参事官の職に在つた者
ニ. 5年以上大学(旧大学令による大学および学校教育法による大学で法律学を研究する大学院のおかれているもの)の学部、専攻科または大学院において法律学の教授または助教授の職に在つた者
ホ. ロ・ハにかかげる職の2以上に在職した年数を通算して5年以上となる者、ただしハの職については司法修習生となる資格を得たものの在職年数に限られています。

弁護士の報酬は、日本弁護士連合会の会規により、依頼を受けた事件の種

類別に標準が示され、この額を標準として地方の実情、事件の難易輕重、依頼者の社会的地位や資力、その受ける利益等を参酌し、適正妥当と認められる金額とされています。ここにその1部を紹介しましょう。

報酬等基準規程

- イ. 民事または商事に関する事件であつて、目的の価額を算定することができるものについての手数料および謝金は、それぞれ目的の価額が100万円以下のものは、その100分の30以下の金額とし、100万円を越えるものは、そのうち100万円にあたる部分につきその100分の30以下、100万円を越える部分につき100分の20以下としてこれを合算した金額とする。但し手数料および謝金を合計して目的の価額の100分の50を越えてはならない。
 - ロ. 調停、和解、強制執行、競売事件の手数料および謝金はイ. に定める標準の2分の1以下の額とする。
 - ハ. 会社の設立、合併、資本の増加または減少、組織変更および解散に関する手続の手数料は、資本金額、増加もしくは減少した額または解散当時の会社財産の金額を標準とし、その100分の5以下の額とする。但し1万円を下らないものとする。
- 刑事事件の手数料については省略。

(弁護士法)

公認会計士・会計士補

公認会計士は事業を営む会社・法人等の財務書類(財産目録・貸借対照表・損益計算書等)の監査または証明をすることが業務ですが、このほか財務書類の調製・財務に関する調査・立案相談に応ずることもその一部で、いわば経理上の技術専門家です。

(注)「証券取引所法」によりますと(イ)証券取引所に上場されている株式の発行会社、(ロ)総額が千万円を超える株式または社債の募集または売出をしようとする会社の財務書類は、公認会計士の監査証明がなければならないことになっています。

会計士補は、公認会計士になるのに必要な技能を修習するため公認会計士を補助するものですが、財務書類の調整や財務に関する調査・立案・相談に応ずるなど公認会計士の職務の一部は独自で営むことができます。

公認会計士は自分で会計事務所をひらき、各会社の依頼をうけて仕事をするのが普通ですが、会計事務所に勤める場合もあります。現在登録して業務を行っている公認会計士は全国で1,338人、会計士補510人ですが、女子の就業者は各々2名にすぎません。(昭和33年3月末日、大蔵省調)

公認会計士または会計士補の資格を得るには、大蔵省公認会計士審査会でおこなう第1次・第2次・第3次の公認会計士試験に合格しなければなりません。

受験資格と試験科目

第1次試験(第2次試験を受験する資格を得るための試験)

- (1) 受験資格は、年齢・性別・学歴に制限ありません。
- (2) 試験科目は国語・数学・論文の三科目で新制大学の一般教養科目履修程度です。

第2次試験(会計士補となるための試験)

- (1) 受験資格

- イ 公認会計士試験第1次試験の合格者
- ロ 学校教育法による大学を卒業した者
- ハ 旧高等学校令による高等学校高等科を卒業した者、旧大学令による大学予科を修了した者、旧専門学校令による専門学校を卒業した者
- ニ 前号に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると政令で認められた者
- ホ 高等試験予備試験または司法試験第1次試験に合格した者
- ヘ 旧計理士試験に合格した者

(2) 試験科目(新制大学卒業程度)

- イ 会 計 学
簿記 財務諸表論 原価計算 監査論
- ロ 経 営 学
- ハ 経 済 学
- ニ 商法(海商、手形及び小切手に関する部分を除く。)

第3次試験

第3次試験は第2次試験に合格してから、公認会計士になるのに必要な技能修習のため1年間の実務補習をすませ、さらに2年間公認会計士について業務補助等をおこなわなければなりません。この試験は高等の専門的応用能力の有無を判定されるもので、財務監査・分析その他の実務が試験の中心になっています。

試験はいずれも1年に1回宛おこなわれます。第1次試験・第2次試験は各財務局の所在地、すなわち東京都をはじめ大阪・札幌・仙台・名古屋・金沢・広島・高松・福岡・熊本の各市で実施されます。試験について必要な事項はあらかじめ官報で公告されますが、詳細は大蔵省理財局経済課または各財務局でもわかります。

会計士の報酬は業務の種類によつてちがいます。社団法人日本公認会計士協会でしめしている報酬規定によりますと、だいたい現在は次のような基準になっています。(但し1部をしめす)

(1) 基本報酬

	(総資産額)	(報酬額)
イ 財務書類の監査証明 (6ヵ月を1事業年度とする決算)	1億円未満 5億円以上 100億円以上	10万円以上 20万円以上 80万円以上

ロ 財務書類の調製……………1件につき10万円以上

ハ 財務に関する調査(調査の対象となる資産額又は取引金額)

	(資産額又は取引金額)	(報酬額)
(イ) 個別調査……	8億円未満 10億円以上 50億円以上	5万円以上 15万円以上 20万円以上

(ロ) 総合調査…財務書類の監査証明に準ずる。

ニ 財務に関する立案

	(資本金)	(報酬額)
(イ) 会計組織の立案	5千万円未満 5億円以上	20万円以上 50万円以上(原価計算組織を含む場合)

(ロ) その他の立案……………1件につき10万円以上

(2) 執務報酬

公認会計士……………執務日数1日につき6千円以上

(3) 相談料

イ 口頭によるもの……………1件につき5千円以上

ロ 書面によるもの……………1件につき1万円以上

(4) 顧問料(契約期間は6ヵ月以上)……………月額2万円以上

(公認会計士法)

税 理 士

税理士は、他人の求めに応じ所得税・法人税・相続税・贈与税・事業税・市町村民税・固定資産税その他の租税に関して次の事務をおこないます。

(1) 税 務 代 理

申告・申請・再調査もしくは審査の請求または異議の申立、過徴納税金の還付の請求等について代理すること。

(2) 税 務 書 類 の 作 成

申告書・申請書・請求書その他税務官公署(税関官署を除く)に提出する書類を作成すること。

(3) 税 務 相 談

(1)に規定する事項について相談に応ずること。

以上の業務をおこなうについては、中正な立場において納税義務者の信頼にこたえることが税理士の職責とされております。昭和26年に税理士法が施行されて以来、全国の税理士は8,000人をかぞえ、このうち女子が42名おります。(昭和32年4月、国税庁調)この人たちの平均年齢は36才となっています。

税理士の資格を得るには、税理士試験に合格したのもち国税庁長官に申請して税理士名簿に登録を受けなければなりません。業務は地元の税理士会に加入しなければならないことになっています。

税理士試験

受 験 資 格

- (1) 計理士、会計士補および会計士補となる資格のある者
- (2) 税務官公署の事務、国税地方税の行政事務に通算3年以上従事した者
- (8) 行政機関において政令で定める会計検査、金融検査または会社その他の団体の経理に関する行政事務に通算5年以上従事した者

- (4) 銀行・信託会社・保険会社等において政令でさだめる、貸付その他資金の運用に関する事務に通算5年以上従事した者
- (6) 法人(国または地方公共団体の特別会計を含む)または事業を営む個人の、政令で定める会計に関する事務に通算5年以上従事した者
- (6) 税理士・税務代理士・弁護士・公認会計士・会計士補または計理士の業務の補助事務に通算5年以上従事した者
- (7) 介理士の業務に通算5年以上従事した者
- (8) 司法書士または行政書士の業務に、通算10年以上従事した者
- (9) 学校教育法、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校または政令でさだめるこれらの学校と同等以上の学校を卒業または修了した者で、これらの学校において法律学または経済学を修めたもの
- (10) 司法試験第2次試験または高等試験本試験に合格した者
- (11) 税理士試験委員が、法律学または経済学について(9)(10)の者と同等以上の学識を有すると認定した者

試 験 科 目

- (1) 所得税法・法人税法・相続税法・国税徴収法・地方税法のうち事業税に関する部分および固定資産税に関する部分のうち、3科目を選択して受験することになっています。ただし所得税法または法人税法のいずれか1科目を必ず選択しなければなりません。
- (2) 会計学のうち簿記論および財務諸表論の2科目

一部の科目について税理士法施行令にさだめられている基準(満点の80パーセント)以上の成績を得た者に対しては、その申請によりその後におこなわれる税理士試験において、当該科目の試験が免除されます。また大学教授、助教授、講師、会計士補になる有資格者、計理士5年以上従事者、租税行政事務に一定期間従事した者等には、その申請により特定科目

について試験が免除されます。

試験は毎年1回以上東京都・高崎・大阪・札幌・仙台・名古屋・金沢・広島・高松・福岡・熊本の各市において実施されます。日時や場所などは試験実施の2カ月前に官報や税理士会報等で告示されます。

納税の対象となる法人が全国で45万、個人の納税者は230万推計されていますが、そのうち、税理士を利用するものは、前者約9万、後者約2万5千、計11万5千にのぼるといわれています。依頼件数の多少による個人差はあるとしても、總体的に安定した収入の職業といえましょう。報酬は国税庁長官が定める額をこえて受けてはならない制限があります。次に日本税理士会連合会がしめしている報酬規定の1部を紹介しましょう。

1. 税務代理報酬

イ 所得税	総所得金額	報酬額
	100万円未満	2万円以内
	500万円	5万円以内
ロ 法人税	1千万円	10万円以内
	所得金額	報酬
	50万円未満	2万円以内
ハ 相続税	500万円	5万円以内
	1千万円	10万円以内
	1億円	30万円以内

イ、ロ、ともそれぞれの金額に期末資本金、期末資本剰余金及び期首利益剰余金の合計金額の千分の5を加算する。但し加算額は30万円以内とする。

ハ 相続税	財産価格	報酬
	500万円未満	5万円以内
	1千万円	10万円以内
ニ 贈与税	1億円	30万円以内
	財産価格	報酬
	500万円未満	5万円以内

それぞれの金額に共同相続人1人を増すごとに百分の10以内を加算する。

2. 税務書類の作成報酬

1件につき1万円以内

3. 税務相続報酬

- イ 申告、申請、再調査、審査の請求または異議の申立、過誤納税金の還付の請求等の場合、1件につき5千円以内
- ロ 鑑定、証明等の書面をもつて意見を表明する場合、1件につき3万円以内

(税理士法)

建築士(一級・二級)

建築士は、一般住宅・学校・病院・工場など建築物の新築、増改築、大修繕、模様替えなどの建設に関する設計および工事監理をおこなうほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査または鑑定、建築に関する法令や条例に基く手続きの代理などの業務にたづさわります。建築士には建設大臣の免許のいる一級建築士と都道府県知事の免許のいる二級建築士の別があつて仕事の範囲に制限があります。

一級建築士でなければならない設計または工事監理は次のようなものです。

- (1) 学校・病院・劇場・映画館・観覧場・公会堂・集会場・百貨店の用途に供する建築物で延べ面積が500平方メートルをこえるもの
- (2) 鉄筋コンクリート造・鉄骨造・石造・れん瓦造・コンクリートブロック造か無筋コンクリート造の建築物またはその部分で、延べ面積が300平方メートル、高さが13メートルまたは軒の高さが9メートルをこえるもの
- (3) 延べ面積が1,000平方メートルをこえ且つ階数が2以上の建築物

一級建築士でなければやれないものは別として、その他の建築物で(2)にかかげる構造の建築物またはその部分で、延べ面積が30平方メートルをこえるものと、延べ面積が100平方メートルをこえ、または階数が3以上の建築物は二級建築士か一級建築士の手にかからなければならないとされています。

昭和26年、建築士法が施行されて以来の婦人の一級建築士合格者は5人います。しかし全国の一級建築士数は27,197人、二級建築士は58,467人(昭和33年8月、建設省調)でほとんど男子でしめられている現状です。近来、一般住宅はもとより大建築物にも婦人のセンスを必要とされていますので、今後の進出が期待される職業分野といえましよう。

一級建築士試験

受験資格

- (1) 大学において(新旧とも)正規の建築または土木に関する課程を修めて卒業後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者
- (2) 短期大学において、正規の建築または土木に関する修業年限3年の課程(夜間部を除く)を修めて卒業したのち、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) (2)に該当する以外の短期大学または旧専門学校令による専門学校において、正規の建築または土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者
- (4) 二級建築士として4年以上の実務の経験を有する者
- (5) 建設大臣が前の各号と同等以上の知識および技能を有すると認める者

試験科目

- (1) 建築設計製図(仕様書の作成を含む)
 - (2) 建築計画(建築設備の概要を含む)
 - (3) 建築構造(構造計算、建築材料を含む)
 - (4) 建築施工(施工契約、敷地測量を含む)
 - (5) 建築法規(建築基準法及び建築士法ならびにこれらの関係法令)
- 同時に3～4科目に合格点を得た者は翌年不合格の科目だけ受ければよいことになっています。

二級建築士試験

受験資格

- (1) 大学(新旧とも)・旧専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者、またはこれらの学校において正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以上の実務の経験を有する者

- (2) 高等学校、旧中等学校において正規の建築または土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者
- (3) 都道府県知事が(1)(2)の者と同等以上の知識および技能を有すると認める者
- (4) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

試験科目

高等学校における正規の建築に関する課程において修得する程度の基本的知識、ならびにこれを用いて通常の木造の建築物および簡単な鉄筋コンクリート造・鉄骨造・れん瓦造・石造の建築物の設計、および工事監理を行う能力を判定することに基準をおいています。

試験は毎年1回以上おこなわれることになっています。試験の期日など詳細は建設省建築指導課か都道府県の建築主務課でわかります。(建築士法)

診療エックス線技師

診療エックス線技師は、医師または歯科医師の指示をうけて人体にエックス線を照射し、または撮影する仕事をします。昭和31年12月末現在、就業している診療エックス線技師は全国で4,111人(厚生省調)で、男女の別はあきらかではありませんが、女子の有資格者は100人あまりとみられています。

診療エックス線技師になるには、厚生大臣の行う診療エックス線技師試験に合格して、都道府県知事の免許を受けなければなりません。

受験資格

- (1) 高等学校を卒業した者、旧制の中等学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力があると認定された者で、文部大臣が指定した学校か厚生大臣が指定した養成所で、2年以上診療エックス線技師として必要な知識と技能を修習したもの
- (2) 外国の診療エックス線技術に関する学校か養成所を卒業し、または外国で診療エックス線技師免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が(1)にかかげるものと同等以上の学力と技能を有すると認めたもの

試験科目

物理学(放射線物理学大要) 電気工学(エックス線発生装置に関する電気工学大要) 化学(写真化学大要) 基礎医学大要(エックス線照射に関連する解剖学および生理学) 放射線生物学(危害防止に関連する放射線生物学) 照射技術(撮影技術 治療技術 発生装置操作法 測定法) 設備および材料 エックス線装置整備法 関係法規

試験は毎年1回おこなわれます。日時、場所などはそのつど官報に告示されますが、厚生省医事課、同医務出張所または都道府県の衛生部主務課でもわかります。

初任給は、国立関係の病院につとめているレントゲン技師養成学校卒業の有資格者が本俸7,400円で、これに勤務地手当(地域により5%から20%)危険手当(1日30円)調整額(本俸の8%)扶養家族手当が加算されます。

おもな勤務先は大学医学機関、病院(精神病院、結核療養所、らい療養所、伝染病院等を含む)診療所等です。(診療エックス線技師法)

歯科衛生士

歯科衛生士は、いわば歯科の看護婦ともいうべきもので、歯科医師の直接指導のもとに、歯牙や口くう疾患の予防処置（歯石の除去、薬物の塗布等限定された行為だけ）および歯科診療の補助をします。歯科衛生士は戦後新しくできた婦人の職業分野で、昭和28年に制定された歯科衛生士法では、保健婦、助産婦、看護婦と同じように、この仕事にたずさわるのは女子であることが定められています。従つて登録されている歯科衛生士629名（昭和31年12月末現在、厚生省調）は全部婦人でしめられており、ほとんど病院や診療所などに勤務しています。しかしまだ需要をみたすまでになつていませんので、今後婦人の進出が期待される職業のひとつといえましよう。

歯科衛生士になるには、歯科衛生士試験に合格して都道府県知事の免許がいます。

受験資格

- (1) 文部大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者
- (2) 厚生大臣の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者
- (3) 外国の歯科衛生士学校を卒業し、または外国で歯科衛生士免許を得た者で、厚生大臣が(1)(2)の者と同等以上の知識および技能を有すると認めたもの

試験科目

(1) 学説試験

解剖生理 病理細菌 薬理 栄養 衛生及び口腔衛生 歯科臨床概論及び歯科診療補助 衛生行政

(2) 実地試験

歯科予防実技 歯科診療補助実技

試験は毎年1回以上都道府県知事がおこなうことになっています。くわしいことは、都道府県の衛生部主務課に問合せればわかります。

初任給は国立関係の病院で本俸7,000円です。(歯科衛生士法)

歯科技工士

歯科技工士は、特定人の歯科医療の用に供する補てつ物(義歯やつぎ歯)充てん物(むし歯や欠けた歯を治療してつめる物)矯正装置(歯ならびを正しく直すための装置)の作成および修理・加工をします。登録されている歯科技工士は全国で12,444人、このうち女子は2,060人(昭和31年1月15日現在、厚生省調)で、ほとんど病院・診療所・技工所などにつとめています。自分で技工所を開股している人もいくらかいます。技術の細かい仕事なので手先の器用さと根気を要する職業といえましよう。

資格を得るには歯科技工士試験に合格して都道府県知事の免許を受けなければなりません。

受験資格

- (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者
- (2) 歯科医師国家試験または歯科医師国家試験予備試験をうけることができる者
- (3) 外国の歯科技工士学校か養成所を卒業し、または外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めたもの

試験科目

学説試験

歯牙解剖 有床義歯学 総統架工学 充てん学 矯正学 歯科理工学
関係法規

実地試験

歯科技工実技

試験は毎年1回以上、歯科技工士養成所所在地の都道府県知事が行うことになっています。現在養成所は東京都にだけおかれていますが、昭和35年までは養成所のない道府県でも実施することを認めています。

初任給は国立関係の病院で本俸6,300円です。(歯科技工法)

弁 理 士

弁理士は特許・実用新案・意匠・商標の特許または登録願を特許庁へ出願する手続きの代理をしたり、発明や考案した事項に関する鑑定その他の事務をおこなうことを業とします。現在登録している弁理士は全国で948名でこのうち7人の女子が含まれています。(昭和33年8月、特許庁調)発明の内容によつてはその実技の試験など女子の方が適当なものもありますので、今後の進出が期待される職業の一つといえましょう。

弁理士の資格は次の一つに該当すれば得られます。

- (1) 弁護士
- (2) 高等試験行政科または司法科試験に合格した者
- (3) 特許庁で、高等官で2年以上審判または審査事務に従事した者
- (4) 弁理士試験に合格した者

資格を得たのち弁理士の業をおこなおうとする時は、特許庁に申請し弁理士登録簿に登録をうけなければなりません。

弁理士試験

弁理士試験は予備試験と本試験にわかれ、毎年1回宛東京でおこなわれます。

1. 予 備 試 験

予備試験は、受験者が本試験を受けるのに相当な学識をもっているかどうかを考查する目的でおこなわれるもので、学歴や年齢・性別の制限なく誰でも受けられます。試験は論文および外国語(英・仏・独の一種かその他のものでは特に願出たもの)についておこなわれ、一度合格すればその後何年でも有効です。次の人は予備試験が免除されます。

- (1) 学校教育法による大学において、学士の称号を得るに必要な一般教養科目の学習をおえたもの
- (2) 旧制の高等学校・大学予科・専門学校の卒業者

- (3) 弁理士試験審査会で(1)(2)と同等以上の教養および学力があると認めた者

- (4) 特許庁で5年以上審査事務に従事した者

2. 本 試 験

まず筆記試験がおこなわれ、これに合格した者はさらに口述試験を受けることになっています。

(1) 筆 記 試 験

必須科目

工業所有権法(特許、実用新案、意匠、商標に関する法令及び工業所有権に関する条約類)

選択科目(8科目を受験する)

憲法 行政法 民法 商法 刑法 民事訴訟法 刑事訴訟法 国際私法 経済学 商品学 材料力学 構造力学 機構学 熱及び熱機関 水力学 船体構造 航空機理論及び構造 精密工学 建築構造 鉄筋コンクリート工学 測量学 糸紡績学 織物構造学 鋸山機械学 採鉱学 電気理論 電気機器 通信工学 送電及び配電 無機化学 有機化学 製造工業化学 物理化学 冶金学 製造冶金学 光学 薬化学 薬品製造学 農業機械学 土壌学 水産製造学

(2) 口 述 試 験

必須科目についておこなわれますが、工業所有権法の関係法規にわたつてひろくふれています。この試験は人物考査もかねます。

筆記試験に合格した者はその翌年に限り筆記試験を免除されることになっています。また特許庁で5年以上審査事務に従事した人は工業所有権法の科目が免除されます。

報酬は弁理士会のしめす報酬規定によります。

(弁理士法)

司法書士

司法書士は他人の嘱託を受けて、裁判所・検察庁・法務局・地方法務局に提出する書類を作成するのを業とします。

司法書士になるには次のひとつに該当する者で、事務所を設けようとする地を管轄する法務局または地方法務局の長の選考試験に合格して認可を受けなければなりません。

(1) 裁判所事務官・裁判所書記官・裁判所書記官補・法務事務官または検察事務官の職の1または2以上に在職していた年数が通算して5年以上の者

(2) 前号にかかげる者と同等以上の教養および学力を有する者

昭和33年5月末現在、業を営んでいる司法書士の数は全国で12,000人にのぼりますが、このなかには100人近い女子がふくまれています。しかし独立して事務所を構えているのは2割位で、他は資格を得て、司法書士を業とする家族の補助をしているという形が多いようです。

報酬は日本司法書士連合会の示す報酬規定にもとづいています。その1部を掲げてみましょう。

司法書士報酬規定

種 別	単 位	報 酬 額
登記申請書(副本を含む。)		
1. 土地、建物の所有権保存登記	1 件	200
2. その他の所有権保存登記(財団の分割合併を含む。)	〃	400
3. 相続、遺贈による所有権移転登記	〃	300
4. 先取特権、質権、抵当権の設定及び変更の登記	〃	300
5. 商業法人登記のうち		
イ. 設立(合併設立、組織変更、外国会社の事務所の新設を含む。)	〃	700
ロ. 社債発行、新所在地における本店(事務所)移転、支店(従たる事務所)の設立、移転	〃	300
6. その他の登記	〃	200

種 別	単 位	報 酬 額
供託申請書	1 件	200
訴状、答弁書、準備書面、証拠申立書、証拠保全申立書、仮差押、仮処分申請書	正 1 本 枚	120
訴訟費用額確定決定申立書、失踪宣告申立書、禁治産又は準禁治産申立書、非訟事件申請書、戸籍事件申請書、執行事件申請書、督促事件申請書、和解事件申請書、各種調停事件申立書及び告訴状、その他特に文案を要する書類	その他 1 枚	30
期日の変更又は指定の申請書、判決送達申立書、判決謄抄本附求書、証人旅費附求書、その他特に文案を要しない書類	1 枚	80

(司法書士法)

国家公務員

一般に官庁で仕事をしている人を総称して「公務員」と呼んでいます。公務員には、国の機関に勤務する国家公務員と、都道府県・市町村等の地方公共団体に勤務する地方公務員との区別があります。さらに国家公務員のなかでも衆議院・参議院の事務局、国立国会図書館、裁判所、防衛庁等に勤務する「特別職」の職員と、これら以外の「一般職」の国家公務員とは区別して取扱われています。これら特別職の国家公務員あるいは都道府県職員などの地方公務員になるためには、それぞれにおいて独自に採用がおこなわれております。

一般職の国家公務員は、ひろく一般国民に公開された試験に合格して採用されるのが原則となつております。この採用試験には、初級・中級・上級の三種があります。

初級試験

この試験は従来4級国家公務員採用資格試験と称していた試験です。初級試験に合格して採用された人は、特別の技能または技術を要しない一般の書記的業務や技術的業務に従事したり、郵政関係機関で郵便・郵便貯金・簡易保険・電信電話等の業務に従事する初級係員クラスとなり、通常係長から細部の指示監督を受けて仕事をします。

受験資格

受験資格の詳細は、毎年募集の都度発表されますが、昭和32年度では33年3月31日において満18歳以上、満24歳未満の者であれば受験できるようになっています。学歴は問いませんが、だいたい高校卒業の程度です。

試験方法

試験は第1次試験・第2次試験と身上調査になつていて、人事院の地方事務所毎におこなわれます。

(1) 第1次試験

- イ. 教養試験……初級職員として必要な一般知能と教養について択一式による筆記試験
- ロ. 適性検査……初級職員として必要な適性を有するかどうかについての筆記試験

(2) 第2次試験

- イ. 口述試験……主として人柄をみるもので個別面接によります。
- ロ. 作文試験……文章による表現力を試験し身近な事例から課題がえられます。
- ハ. 身体検査

(8) 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について調査します。

試験の最終合格者は、人事院の各地方事務所ごとに作成される国家公務員初級試験採用候補者名簿に記載され、各官庁に提示されます。各官庁の採用は欠員を生じて職員の補充を必要とした時におこなわれるのが普通で、採用官庁側の要求する勤務条件などもありますので、必ずしもこの試験に合格したすべての人が採用されるものとは限りません。

中級試験

この試験はもとの5級職国家公務員採用資格試験に代るもので、官庁において書記的業務または技術的業務をおこなう中級職員の採用試験です。

受験資格

詳細は毎年募集の都度発表されますが、昭和32年度では次の一つに該当する者が受験できました。

1. 短期大学の卒業者もしくは昭和33年3月31日までに卒業する見込の者、またはこれらと同等と人事院事務総長が認めた者で、昭和5年4月2日から昭和18年4月1日までに生れた者
2. 上にかかげる者のほか、昭和5年4月2日から昭和12年4月1日まで

でに生れた者で、学歴は問いません。

(1) 第1次試験

- イ、教養試験……公務員として必要な一般知能および教養
- ロ、専門試験……各試験区分に応じた専門的知識・能力等について択一式による筆記試験で、試験区分の選択は1種にかぎります。次に82年度実施された試験区分を掲げましょう。

地方事務所	試験区分
人事院札幌地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信、機械、土木、建築、農業土木
人事院仙台地方事務所	行政、法律、経済、機械、土木、建築
人事院東京地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信、機械、土木、建築、応用化学
人事院名古屋地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信、機械、土木、建築
人事院大阪地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信、機械、土木、建築、応用化学、農業土木
人事院広島地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信、機械、土木、建築、応用化学
人事院高松地方事務所	行政、法律、経済、電気・通信
人事院福岡地方事務所	行政、電気・通信、機械、土木

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し口述試験と身体検査をおこないます。

(8) 身上調査

合格者の発表は人事院各地方事務所に掲示するほか官報に掲載し、また合格者に直接通知されます。

上級試験

この試験は従前6級職国家公務員採用試験といわれたもので、大学卒業者を採用する試験です。この試験に合格して採用された人は、通常係長の一般的監督のもとに、あたえられた仕事をほとんど自分の裁量で遂行する上級係員クラスの職員で、行政職俸給表(一)の7等級もしくは他の俸給表のこれと

同程度の官職になるものです。

受験資格その他試験方法は、毎年募集のつど官報公告或いは試験公告などによつて詳細にされていますが、82年度施行の試験では次の24種の試験区分ごとにおこなわれています。

1. 行政 2. 法律 3. 経済 4. 心理 5. 数理統計 6. 物理
 7. 地質 8. 電気 9. 通信 10. 機械 11. 土木 12. 建築 13. 応用化学 14. 造船 15. 金属 16. 鉱山 17. 農学 18. 農業経済
 19. 農芸化学 20. 農業工学 21. 畜産 22. 林学 23. 水産 24. 獣医
- 以上の試験区分については自分の専攻学科等に関係なく、任意の1種を受験できることになっています。

この試験は、筆記試験のおこなわれる第1次試験と、第1次試験合格者についておこなわれる口述試験、身体検査などの第2次試験および身上調査から成っています。

(1) 第1次試験

- イ、教養試験……試験区分にかかわらず、公務員として必要な一般知能および教養について択一式による筆記試験
 - ロ、専門試験……専門分野の知識能力について第1部では択一式、第2部では論文・計算・製図などの記述式による筆記試験
- 昭和82年度に実施された専門試験はそれぞれ次の分野から出題されました。

試験区分	第 1 部	第 2 部
1. 行政	政治・経済・産業・労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識・判断力その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力	第1部に同じ
2. 法律	憲法・行政法・民法・商法・刑法・労働法・経済学・財政学	憲法・行政法・民法
3. 経済	経済学原論・経済学史・財政学・西洋経済史および日本経済史(いずれも近世以降)・経済政策・経済事情・統計学・法律(憲法・民法・商法)	経済学原論・財政学・経済政策

試験区分	第 1 部	第 2 部
4. 心 理	心理学概論・心理学史・実験心理・教育心理・発達心理・社会心理・産業心理・人格心理・臨床心理・社会調査・統計	心理学概論・心理学史・実験心理等を含む一般心理
5. 数理統計	数学・確率論・検定・推定・標本調査・統計応用	数学・確率論・検定・推定・標本調査
6. 物 理	数学・力学・熱学・光学・電磁気学・原子物理学	力学・熱学・光学・電磁気学・原子物理学
7. 地 質	一般地質学・構造地質学・層位学・古生物学・地史学・鉱物学・岩石学・鉱床学(燃料鉱床を含む)・応用地質学	一般地質学・構造地質学・層位学・地史学・岩石学・鉱床学(燃料鉱床を含む)
8. 電 気	数学・物理・電磁気学・電気回路理論・電気磁気測定・電気機器工学・送配電工学・電子工学・電気材料・電気応用	電磁気学・電気磁気測定・電気機器工学・送配電工学
9. 通 信	数学・物理・電磁気学・電気回路理論・電気磁気測定・電子工学・電波伝播・無線工学・有機工学・通信材料・通信電源	電磁気学・電気回路理論・電子工学・無線工学・有機工学
10. 機 械	数学・電気工学・水力学・熱力学・材料力学・機械要素・金属材料・機械工作・熱機関	材料力学・機械要素
11. 土 木	数学・力学・水理学・測量・土木材料・土木施工・河川・港湾・発電水力・道路・鉄道・橋梁・衛生・都市計画	力学・土木施工・河川・港湾・道路・都市計画
12. 建 築	数学・構造力学・建築構造・建築材料・建築計画・計画原論・建築設備・建築史・建築法規・建築施工	設計
13. 応用化学	物理化学・分析化学・無機化学・有機工業化学・化学工学	物理化学・分析化学・無機化学・有機工業化学・有機化学
14. 造 船	数学・物理・材料力学・流体力学・理論造船学・船舶構造・商船設計・船舶積装・造船工作法・溶接工学・船用機関・船舶法規	材料力学・理論造船学・商船設計・造船工作法
15. 金 属	物理冶金・非鉄冶金・鉄冶金・金属材料・金属加工・材料試験・工業分析	物理冶金・非鉄冶金・鉄冶金・金属加工・金属材料および材料試験
16. 鉱 山	工学基礎(数学・物理・材料力学)・地質・鉱物・鉱床・物理探査・測量・採鉱・鉱山機械・選鉱・石油採鉱・鉱業事情および鉱業関係法規	鉱床・物理探査・採鉱・鉱山機械・選鉱
17. 農 学	栽培学概論・作物学・園芸学・育種遺伝学・植物病理学・昆虫害・土壌肥料学・植物生理学・畜産一般・農業経済一般	次に示す(a)~(e)の5種のうち、受験者の選択するいずれか1種について行います。 (a) 作物学 (b) 園芸学 (c) 植物生理学 (d) 畜産学 (e) 昆虫害

試験区分	第 1 部	第 2 部
18. 農業経済	農業経済学・農業政策・農業経営学・農業簿記評価・農業事情・統計学・経済原論・法律一般・農業技術一般	農業経済学・農業政策
19. 農芸化学	無機化学・有機化学・物理化学・分析化学・土壌学・肥料学・生物化学・栄養化学・農産製造学・醸造学・農薬学	土壌学・肥料学・生物化学・栄養化学・農産製造学・醸造学
20. 農業工学	数学・水理学・応用力学・測量・材料および施工・農業水利・農業造機・農地造成・土地改良・農業機械・農学一般・農業経済一般	水理学・応用力学・農業水利・農地造成・土地改良・農業機械
21. 畜 産	家畜育種・家畜繁殖・家畜飼養・畜産各論・畜産物利用・農業経営・獣医一般	家畜育種および家畜繁殖・家畜飼養・畜産物利用・農業経営・獣医一般
22. 林 学	林政・森林経理・造林・森林利用・木材工業・林産製造・森林工学	林政・森林経理・造林・森林利用
23. 水 産	水産生物学・水産海洋学(気象学を含む)・水産化学・水産資源学・漁撈学・水産利用学・水産増殖学・漁政	漁政および次に示す(a)~(c)の3種のうち、受験者の選択するいずれか1種について行います。 (a) 水産海洋学(気象学を含む)・漁撈学 (b) 水産化学・水産利用学 (c) 水産生物学・水産資源学・水産増殖学
24. 蚕 糸	蚕種学・育蚕学・応用昆虫学・蚕桑病理学・栽桑学・製糸原料学・製糸学・絹糸物理学・絹糸化学・蚕糸経済学	次に示す(a)~(b)の2種のうち、受験者の選択するいずれか1種について行います。 (a) 蚕種学・育蚕学・蚕病学・栽桑学・蚕糸経営学 (b) 製糸原料学・製糸学・製糸経済学

教養、専門第1部、専門第2部のいずれかにおいて一定の合格点に達しない者は、ほかの試験の成績のいかんにかかわらず不合格となります。試験は、試験公告で指定する主要都市で全国同時におこなわれ、受験者は希望する試験地で受験できることになっています。

(2) 第2次試験

イ. 口述試験……受験者の人柄や性格などをみるための個別面接試験と、集団討論(8人程度の受験者を1組として、あたえられた課題について約1時間自由な討論をおこなう)によつて受験者の発言内容、動作、態度等から指導性、社会性等を評価する試験とがおこなわれ

ます。

ロ. 身体検査

(3) 身上調査

第1次試験・第2次試験および身上調査の結果にもとづいて最終合格者を決定のうえ、試験区分ごとに作成される採用候補者名等に記載されます。

人事院は各官庁からの請求に応じて合格者の志望を考慮のうえ成績順に推せんし、各官庁では推せんされた者についてさらに面接等をおこなつて採用者を決定します。なおこの試験は、一般職の国家公務員への採用試験ですから、これ以外の特別職の国家公務員(国会事務局・国会図書館・裁判所職員)・公社・公団・公庫の職員・地方公務員などへの採用は別個にそれぞれ試験がおこなわれていますが、この試験に合格した者のなかからも、これらの機関から依頼があつた場合には推せんされ採用されています。

以上一般職の国家公務員の採用試験を中心に述べてきましたが、次に給与について述べることにしましょう。

一般職の国家公務員の給与は、職務の種類によつて適用される俸給表が決定され、さらに各俸給表は職務の複雑と責任の度によつて等級に区分されて、その等級ごとに俸給月額と昇給期間がきめられています。一般官庁職員の6割強が適用をうけている行政職俸給表(一)をみますと次のように、1等級(各省次官クラス)から8等級(初級係員クラス)までの8段階にわかれています。

行政職俸給表(一)

等 級	俸 給 月 額 の 範 囲	等 級	俸 給 月 額 の 範 囲
1	57,600 円～72,000 円	5	15,800 円～20,800 円
2	42,200 円～64,800 円	6	11,400 円～20,200 円
3	30,300 円～51,000 円	7	9,200 円～22,000 円
4	20,300 円～40,500 円	8	6,100 円～15,800 円

国家公務員採用初級試験の結果採用された一般職員のうち、行政職俸給表(一)の適用を受ける者の初任給は原則として8等級2号俸6,800円となります。

中級試験合格採用者の初任給は8等級5号俸7,400円が原則です。

上級試験、外交官・領事官採用上級試験にもとづいて採用された者には、行政職俸給表(一)が適用されますが、初任給は原則として7等級1号俸9,200円となります。

このほか手当として一般に支給されるものに、扶養手当(配偶者および子のうち1人は600円、その他は400円)と暫定手当(勤務地域の区分ごとに俸給額に応じた定額)があります。また期末手当・勤勉手当(俸給等の約2.4ヵ月分程度)が年2回にわけて支給されます。

試験についての詳細は、上級試験と初級試験が5～6月頃、中級試験が9～10月頃官報に公告されますが、人事院地方事務所(東京都、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、高松、福岡の各市)でも分ります。(国家公務員法)

外交官・領事官

国家公務員のなかには、一般職の国家公務員採用試験以外の試験を必要とする場合があります。外交官領事官採用上級試験ならびに中級試験もその一つで、昭和32年度までは外交官領事官試験ならびに外務書記採用試験と呼ばれていたものに代る試験です。現在外交官、領事官あわせて約300名いますが、女子はわずか1名だけです。なお日本の在外公館は国際連合日本政府代表部と国際機関日本政府代表部をふくめて107おかれています。(外務省 関)

外交官領事官採用上級試験

受験資格

受験資格の詳細は毎年募集の都度発表されますが昭和33年度では、昭和5年4月2日以降出生の者で昭和33年8月1日において、次の学歴または経歴のうち一つに該当する者が受験できます。

- イ、学校教育法による大学の2年を修了し、卒業に必要な一般教育科目の学習をおわり所定の科目単位数を取得した者、または学校教育法による短期大学を卒業した者
- ロ、外務省がイと同等以上と認めた者
- ハ、外務書記採用試験に合格し、その採用後3年以上外務部内の事務に従事した者

試験内容

試験は第1次試験・第2次試験および身上調査とし、第2次試験は第1次試験に合格した者に対しておこなわれます。

(1) 第1次試験

一般教養(択一式)

憲法 国際法 経済学 近世外交史(西暦1870年から1940年まで)

国際私法(いずれも記述式)

外国語(外国語和訳・和文外国語訳・外国語作文)

英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・中国語のうち受験者の選択する1国語

一般教養の試験において一定の合格点に達しない者は、ほかの科目の成績のいかんにかかわらず不合格となります。

(2) 第2次試験

イ、口述試験……憲法・国際法・経済学および第1次試験で受験した外国語の書取と会話、ならびに人物考査。

ロ、身体検査

(3) 身上調査

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否その他について調査をおこないます。

昭和32年度試験の実施結果をみますと22人に1人の合格率になっています。合格者は外交官領事官採用候補者名簿に記載され、そのなかから採用することになっています。

採用されるとまず外務事務官に任官し、外務省研修所に入所して、語学その他について約6カ月間研修を受けたのち本省の事務に従事し、遂次、全員が大・公使館に派遣されて在外研修を受けることになります。この場合、大・公使館に配属されて外交官補または領事官補の名称をあたえられ、6~7年後には大・公使館の8等書記官もしくは(総)領事館の副領事となり、以後外交官・領事官として昇進していくことになります。

初任給は原則として行政職俸給表(一)7等級1号俸(俸給月額9,200円)で、このほか給与法等の定めによる留定手当、期末手当、勤勉手当、扶養手当等が支給され、外国に在勤する場合は在勤俸が支給されます。

外交官領事官採用中級試験

受験資格は学歴、経歴を問いませんが、短期大学ならびに旧制専門学校卒

業程度の学力を必要とします。年齢は上級試験の場合と同じ制限があります。試験は筆記と口述で一般教養、法学通論、経済学大意、国際法大意、外国語で、外国語は英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語・スペイン語・ポルトガル語・イタリア語・オランダ語・インド語・タイ語・マレー語・中国語のうち一つを選択します。

合格後の取扱いが外交官等と同じですが、海外で勤務する場合は副理事官と呼称されることになっています。現在外務省に2名、海外に1名の女子副理事官が勤務しています。

初任給は行政職俸給表(一)8等級5号俸7,400円が原則で、このほか外交官等の場合と同じ諸手当が加算されます。

労働基準監督官

労働基準監督官は、労働省労働基準局、都道府県労働基準局および全国337カ所の労働基準監督署に勤務する国家公務員です。その職務は、労働基準法の適用される工場・店舗・事務所等の事業場で働いている人たちの労働条件が、法の基準に適合しているかどうかを現地に赴いて調べまたは検査して、違反事項があつた場合は必要な措置をとる等のほか、労働者災害補償保険法等の施行に関する業務等がおもなものです。昭和33年1月1日現在、労働基準監督官は全国で2,857名ですが、このうち労働基準監督署の署長や、次長、課長として活動している女子もあります。

労働基準監督官は、労働基準監督官試験に合格した者のなかから任用されるのが原則ですが、合格者によつて労働基準監督官の定数を満たすことができない場合、そのほか特別の事情がある場合は選考による任用の方法もとられています。この場合は労働基準監督官選考試験に合格しなければなりません。

労働基準監督官試験(一般公募)

試験は筆記試験と口述試験があり、学歴を問わず受験できます。

(1) 筆記試験

イ 憲法 ロ 労働基準法 ハ 産業安全 ニ 労働衛生

ホ 受験者が選択する次の科目のうち2科目

労働者災害補償保険法 世界歴史 民法 刑法 行政法 経済学
企業経営論 心理学 社会政策 保険学 統計学 数学 機械工業
電気工学 化学 土木工学 建築学 採鉱冶金学 生理学 病理学
衛生学 薬学

外国語(旧専門学校令による専門学校において修めた程度の英文和訳および和文英訳)

労働法(労働組合法 労働関係調整法 職業安定法 失業保険法)

(2) 口述試験

憲法 労働基準法 産業安全 労働衛生のうちから受験者があらかじめ選択する2科目についておこなわれます。同時に労働基準監督官としての一般的適性を考查します。

旧専門学校令による専門学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有する者で、1年以上労働行政・労務管理・労働関係・産業安全または労働衛生に関する業務に従事した経験のある者に対しては、1部の試験免除があります。試験合格者は労働基準監督官採用候補者名簿に配載されたのち、労働省の請求に応じて成績順に推薦され、採用が決定されます。試験は一般公募か次の部内選考による試験が毎年1回以上おこなわれることになっていますが、期日や場所など詳細はあらかじめ官報その他の方法で公告されます。

労働基準監督官選考試験(部内選考)

(1) 受験資格

受験申込の締切の日において、次の条件をすべて満たす者でないと受験できません。

1. 満25歳以上であること
2. 職務の等級および号俸が次のひとつに該当する国家公務員、またはこれに相当する職務の等級および号俸に該当する地方公務員であること
 - イ. 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表
(一)の適用を受ける8等級7号俸以上の職員
 - ロ. 同法別表第一ロ行政職俸給表(二)の適用を受ける4等級8号俸以上の職員
 - ハ. 同法別表第六研究職俸給表の適用を受ける7等級7号俸以上の職員
3. 現に労働行政に従事し、且つ2年以上労働行政に従事した経験を有

すること

(2) 試験内容

1. 筆記試験

イ. 一般教養に関する試験

労働基準監督官として必要な一般教養についておこなわれます。

ロ. 専門知識に関する試験

労働基準法 労働者災害補償保険法 産業安全(鉱山保安を除く)労働衛生労働法(労働基準法および労働者災害補償保険法を除く)

2. 口述試験

筆記試験合格者について労働基準監督官としての適格性について行われます。

3. 身体検査

次の試験に合格した人は筆記試験の免除を受けることができます。

- イ 国家公務員採用上級試験
- ロ 国家公務員一般六級職採用試験
- ハ 外交官領事官採用試験
- ニ 司法試験および旧高等試験令による高等試験
- ホ 前各号に該当するもののほか、試験委員会が前4号に該当するものと同等以上と認める試験

試験その他についての詳細は労働省または都道府県労働基準局でわかります。

初任給は原則として行政職俸給表(一)の7等級1号俸、すなわち9,200円が本俸となります。

裁判所職員

裁判官および裁判官の秘書官以外の裁判所職員は、裁判所職員臨時措置法が適用され、この規定に基づいて裁判所書記官補ならびに家庭裁判所調査官補の採用試験がおこなわれることになっています。なお裁判所事務職員(7等級)もこの試験の合格者の中から採用されます。

裁判所職員(7等級)採用試験

試験の種類

この試験は、裁判所書記官補(7等級)採用試験、家庭裁判所調査官補(7等級)採用試験A種、同B種、同C種の4種類ですが、いずれか1種類にかぎり受験できることになっています。

受験資格

昭和33年度の試験公告によると次の一つに該当する者が受験できます。

- (1) 学校教育法による大学を昭和31年3月以降に卒業した者、または昭和34年3月31日までに卒業見込の者
- (2) 学校教育法による短期大学を昭和31年3月以前に卒業した者で、昭和6年4月2日以降に生れた者
- (3) 最高裁判所事務総長が(1)または(2)に該当する者と同等と認めた者
- (4) 昭和6年4月2日から昭和10年4月1日までに生れた者(学歴を問いません)

試験内容

第1次試験

裁判所職員として必要な一般教養および適性をみるための択一式による筆記試験で、受験者全部に対しておこなわれます。

第2次試験

第1次試験の合格者に対しておこなわれる専門試験で、試験の種類に応

じて次にかかげる科目に関する知識およびその応用能力について筆記試験が行われます。

試験種類	試験科目	試験形式
裁判所書記官補採用試験	憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法	論文式
家庭裁判所調査官補採用試験A種	心理学概論(心理学史を含む)・社会心理学・臨床心理学・心理測定	論文式・ただし心理学概論は短答式
家庭裁判所調査官補採用試験B種	社会学概論(社会学史を含む)・社会心理学・家族社会学・社会調査	論文式・ただし社会学概論は短答式
家庭裁判所調査官補採用試験C種	教育学概論(教育史を含む)・教育心理学・教育社会学・教育調査	論文式・ただし教育学概論は短答式

第3次試験

第2次試験合格者に対しておこなわれ、口述試験と身体検査にわかれています。

このほか身上調査もおこなわれます。

試験に合格した者は、それぞれ採用候補者名簿に記載され、成績順に採用が決定されることになります。名簿の有効期間は原則として1年間です。

初任給は原則として「一般職の職員の給与に関する法律」による行政職俸給表(一)に定める7等級1号俸(月額9,200円)ですが、ほかに扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

裁判所書記官補は、裁判所書記官へ昇任する前の段階にあたるもので、裁判所書記官の職務を補助するものですが、職務に習熟したのち裁判所が事務上必要とするときは、裁判所書記官の職務代行者として指名され、裁判所書記官の権限と責任をもつてその職務をおこないます。裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録等の作成および保管をおこなうほか、法廷における審理について裁判の手続を円滑に進行する任にあたり、公判に立ち会つ

て、審理の経過や証人尋問の内容等を調書にとることなどを任務とします。

家庭裁判所調査官補は、家庭裁判所調査官へ昇進する前の段階にあたるもので、家庭裁判所調査官の職務を補助するものです。家庭裁判所調査官の主な任務は、(イ)家事審判法で定める家庭に関する事件の審判および調停(ロ)少年法で定める少年の保護事件の審判に必要な調査等に関する事務を掌ります。

昭和32年4月の法務省調によりますと、裁判所書記官補は全国で5,000人でこのうち100人が婦人です。また婦人家庭裁判所調査官補は、全国1,000人のうちの約1割をしめています。
(裁判所職員臨時措置法)

ガイド

ガイドは、報酬を受けて外国人につき添い外国語で旅行案内をします。私設外交官ともいわれているくらいで、ガイドの技術や態度は日本の印象や理解に影響を及ぼしますので、特にすぐれた語学と教養が望まれる職業です。32年中に日本を訪れた観光客は約13万人といわれ、来訪外客の増加にともないガイドの重要性が認識されてきています。

ガイドとして就業するにはまず運輸大臣のおこなう通訳案内業試験に合格したのち、現住所の都道府県知事から営業免許証の交付を受けなければなりません。この免許は5年目ごとに更新の申請をすれば継続するものです。昭和24年にはじめてガイド試験が施行になつてから、昭和32年10月までに就業しているガイドは356人で、このうち女子は約60人です。(運輸省調)

ガイド試験は筆記試験と口述試験とに分かれています。

筆記試験

- (1) 英語、仏語およびスペイン語のうち1カ国語を選択
- (2) 日本地理
- (3) 日本歴史
- (4) 産業、経済、政治および文化に関する一般常識

口述試験

- (1) 英語、仏語および西語の会話(筆記試験で選択した外国語についてのみおこなわれます。)
- (2) 人物考査

受験資格には学歴・年齢・性別による制限はありませんが、試験は短期大学卒業程度でおこなわれます。筆記試験に合格して口述試験に不合格であった者は、次回の試験に限り筆記試験を免除されます。また外国語に合格した者がさらにほかの外国語を受験したときは(2)以下の科目を免除されることになつていきます。試験の合格率はかなりはげしく、昭和32年度は14人に1

人の割合でした。参考までに第1回試験施行以来の受験者および合格者の推移をみましょう。

ガイド試験実績

施行年次	受験者数	合格者数
昭和24年	711(41)	126(14)
25	1,092(32)	180(6)
26	801(89)	117(5)
27	911(38)	91(3)
28	877(59)	88(6)
29	838(90)	64(8)
30	880(81)	72(4)
31	1,142(109)	157(23)
32	1,698(184)	121(10)
計	8,920(648)	1,024(77)

(注) ()内は内数とし、女子を示す。

(昭和32年10月20日現在・運輸省調)

試験は毎年1回また必要があるときは臨時におこなわれ、期日や場所などは官報に公示されます。受験手続など詳細は運輸省観光局業務課または都道府県の観光主務課でわかります。

ガイド料金は、日本観光通訳協会など関係機関の協定で、観光客の人数と案内についた時間を基礎として次のような料金がきめられています。ただしこのなかには宿泊料、交通費はふくまれていません。

人数 時間	4人まで	5人～9人	10人～14人	15人～19人	20人以上
4時間	1,200円	1,400円	1,600円	1,800円	2,000円
8時間	1,800円	1,800円	2,000円	2,200円	2,500円

観光シーズンによつて仕事に繁閑がありますので、年額50万円以上の収入のあるガイドは少いといわれています。

(通訳案内業法)

保 母

保母は児童福祉施設のうち乳児院・母子寮・保育所・児童厚生施設・養護施設・精神薄弱児施設・精神薄弱児通園施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・体不自由児施設・教養院で児童の保育に従事します。施設の種別によつては児童と起居をとものにしますから住込む場合もあります。そのうち保育所に勤めている保母の割合は最もたかく、(88.2%)公私立あわせて全国8,823の保育所に25,363人の保母が働いています。(31年3月末、厚生省調)

保母の資格は、厚生大臣の指定する保母を養成する学校またはその他の施設を卒業した者か、保母試験に合格した者でないと得られません。現在保母養成施設は全国に公・私立あわせて60カ所ありますが、以下保母試験を中心に述べることにします。

保母試験は都道府県知事が毎年1回以上おこなうことになっています。この試験に合格して得た免許は各都道府県に共通するものです。

受験資格

- (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者、或いは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含みます)または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定したもの、例えば新制大学入学資格認定の合格者(但し昭和26年3月末までの試験合格者)、専門学校卒業程度検定試験合格者、師範学校本科または青年師範学校の第1学年修了者、旧5年制高等女学校の専攻科または高等科の1年修了者、(旧4年制高等女学校では専攻科または高等科の2年修了者)、小・中・高等学校の教諭の普通免許状をもつ者等です。
- (2) 児童福祉施設で8年以上児童の保護に従事した者(但し18歳以上の経験年数だけを認められます。)

(3) 上記の者のほかに厚生大臣が適当な資格を持つていと認定したもの

試験科目

社会福祉事業一般 児童福祉事業概論 児童心理学及び精神衛生
保健衛生学及び生理学 看護学及び実習 栄養学及び実習 保育理論
保育実習

以上の試験科目に一部分だけでも合格すればその科目は3年間有効です。また6カ月以上児童福祉施設において児童の保護に従事している者については、保育実習の受験を免除されるなどの特例があります。なお厚生大臣の指定する学校や施設で指定する科目を専修した者については試験の一部免除があります。

初任給は一般に私立関係の施設より公立関係の施設が高いようです。東京都の例をみますと都立の保育養成所を修了して公立保育所につとめた場合の給与は、本俸8,000円に20%の暫定手当と時間外手当がついて10,000円前後の手取りになります。養護施設等の収容施設につとめた場合はこのほかに若干の特別勤務手当がつきます。民間の施設では平均して税込み7,000円～8,000円で、別に交通費など加算する所もあるようです。昭和31年12月現在の厚生省調によりますと本俸7,096円が全国平均になっています。

(児童福祉法)

美容師

昭和30年12月末の厚生省調によりますと全国の美容所は46,667カ所で、そこに働く美容師は108,286人を数えています。そのうち極くわずかの(1.0%)男子美容師のほかは、ほとんど女子でしめられており、この職業も全く女子の独壇場といえましよう。美容師が一つの職業として見做されるようになったのは大正の初め頃といわれております。それまでは女髪結い業として内職程度にみられていました。大正12年に神戸市で初めてパーマメントがみられるようになって以来、その普及と相俟つて美容業も盛んになり、昭和23年1月に理容師美容師法が施行されて法的にも社会的にも身分が確立されました。昭和32年6月には美容師と理容師の法規が分離して美容師法となりました。

美容師になるには新制中学の卒業生、国民学校の高等科修了者、旧制中等学校の2年修了者、旧青年学校の普通科修了者等で、厚生大臣の指定した美容師養成施設を修了したのち、1年以上美容所で実地に習練し、さらに都道府県知事のおこなう美容師試験に合格して知事の免許を得なければなりません。

(注) 実地習練とは、保健所の指導のもとに実地習練所出美容所で見習いとして技術の習得をすることです。

試験は毎年1回以上次のような内容で学科と実地についておこなわれ、学科に合格した者はその後の2年間にわたり、実地試験だけ受ければよいことになっています。

学科試験

衛生法規大意 消毒法 公衆衛生学(伝染病学を含む)大意 生理衛生
(皮膚科学を含む)大意 物理及び化学(香粧品化学及び美容に関する部分)
美容理論大意

実地試験

美容の基礎的技術 消毒薬の取扱 美容を行う場合の衛生上の取扱

養成施設は全国で約160カ所あります。その多くは昼間課程（修業期間1年）のほか夜間課程（修業期間1年4ヵ月）を設け、さらに通儒課程（修業期間2年）もあります。

詳細は中央では厚生省環境衛生課、地方では都道府県の衛生部主務課が保健所でわかります。

労働省婦人少年局が昭和30年6月に実施した「美容業の女子従業員労働実態調査」の結果によりますと、給与は有資格者「食事なし」で6,577円、実地習練生2,892円、見習いをしながら通儒教育或いは夜間の養成施設にかよっている者では3,772円（いずれも月平均）となっています。

（美容師法）

理容師

理容師は、頭髮の刈りこみ顔そりなどをおこなつて、容姿をととのえる仕事にたずさわります。戦前は男子の多い職業でしたが、最近年毎に理容師を志望する女子も増え、昭和30年には全国の理容師149,687人のうち女子が56,396人となっています。（厚生省調）一般理容所のほかデパート・官庁・会社附設の理容所などにもつとめていますが、なかには自分で理容所を営んでいる人もいます。

昭和22年12月に制定された理容師法によつて理容師になるためには、厚生大臣の指定した理容師養成施設を卒業した後1年以上理容所で実地に習練し、さらに都道府県知事のおこなう理容師試験に合格して、知事の免許を受けなければならないことになっています。

受験資格

新制中学卒業者、国民学校の高等科修了者、旧制中等学校の2年修了者、旧青年学校の普通科修了者等で、厚生大臣の指定した理容師養成施設で必要な知識と技能を修め、そのあと1年以上の実地習練を経た者

試験内容

試験は毎年1回以上美容師試験と同じような内容で学科と実地についておこなわれ、学科に合格したらその後の2年間に限り実地試験だけ受ければよいことになっています。

学科試験

衛生法規大意 消毒法 公衆衛生学（伝染病学を含む）大意 生理衛生（皮膚科学を含む）大意 物理及び化学（化粧品化学及び理容に関する部分） 理容理論大意

実地試験

理容の基礎的技術 消毒薬の取扱 理容を行う場合の衛生上の取扱

養成施設は職業訓練所の理容科などをふくめて全国で約160カ所で、その
おおくは昼間課程(修業期間1年)のほか夜間課程(修業期間1年4ヵ月)があ
ります。また通信課程(修業期間2年)を設けている養成施設もあります。

照会先は美容師の場合と同じです。給与も美容師と大差ありません。

(理容師法)

クリーニング師

科学繊維の発達や公衆衛生の普及に伴なつて、洗濯物の処理にも高度の専
門技術が求められてきました。クリーニング師は溶剤や洗剤を使用して、衣
類その他の繊維製品や皮革製品を洗濯し、アイロン仕上げなどの業務に従事
しますが、常時5人以上の使用人がいるクリーニング所では、必ず1人以上
のクリーニング師をおかなければならないことになっています。昭和30年
にはクリーニング師は全国で14,807人で、そのうち女子が412人おられます。
(厚生省関)

クリーニング師の資格を得るには都道府県知事のおこなうクリーニング師
試験に合格して免許を受けます。

受験資格

新制中学卒業者、国民学校の高等科修了者、旧制中等学校の2年修了者、
これらと同等以上の学力があると認められた者で特別の学歴等はいりま
せん。

試験科目

衛生法規に関する知識 公衆衛生に関する知識 洗濯物の処理に関する知識
および技能

試験は毎年1回以上おこなわれます。詳細は都道府県の衛生部主務課また
は保健所でわかります。

(クリーニング業法)

電話交換取扱者

わが国において初めて電話交換サービスが開始されたのは明治23年で、当時15名の交換従業員のうち7名の女子がいました。爾来その数は年毎にふえて昭和32年4月1日現在、女子の電話交換取扱者は18万人で、今日ではほとんど婦人の独占的な職業分野とされています。そのうちの約6万人は日本電信電話公社法により設置されている電話局、電報電話局等に勤務し、約43,000人が会社、官庁等の構内交換取扱者として勤務しています。(日本電信電話公社調)

電話交換取扱者になるには、(イ)日本電信電話公社または国際電信電話株式会社のおこなう社員採用試験に合格後、一定期間の養成をうける方法と、(ロ)日本電信電話公社のおこなう構内交換取扱者資格試験に合格して、認定をうける方法とがあります。

(イ) 電話局等の交換取扱者になるには、まず電信電話公社がおこなう電話交換従事者の社員募集の採用試験を受けなければなりません。受験資格は、中学卒業以上の者で、原則として年齢の制限はありません。試験の内容は学科試験(国語、数学、一般常識程度)適性検査・身体検査・面接で、採用後は約8ヵ月交換取扱者としての訓練をうけることになっています。給与は訓練期間中にも支給され、中学卒で初任給5,800円(電話交換職基本給8級1号俸)高校卒が7,000円(8級7号俸)訓練修了後は中学卒6,200円(3級3号俸)高校卒7,200円(3級8号俸)このほかに勤務地手当がつき、6ヵ月毎に昇給します。

昇進の道も座席主任―運用主任―副課長―課長―主監のコースがひらかれています。東京市外電話局の例をみますと、現在実際に交換作業にたずさわっている2,337人の上席に座席主任283人、運用主任108人、課長13人、主監3人の女子がおかれています。

国際電話交換取扱者になるには、国際電信電話株式会社に採用されて、約

3ヵ月の実務訓練を受けることになっています。昭和33年3月現在、東京国際電話局に185人(主任10人、副課長4人、課長2人をふくむ)大阪に25人の交換業務従事者が電波の外交官として日夜活動をつづけています。現在新規採用はおこなわれていませんが、昭和29年と32年に大阪国際電話局で行われた採用試験によりますと、受験資格は短大卒以上の新規卒業の未婚者で、英語(筆記と会話・常識問題・面接・身体検査(特に聴力等)が実施されています。

初任給は大学卒業の社員で基準賃金(本俸・住宅手当・在勤手当・扶養手当を含む)税込み12,700円、短大卒業者はこれより1,600円低くなっています。ほかに夜勤手当・勤勉手当が加算されます。なお採用後6ヵ月間は試用期間とされ、給与もこれよりいくらか下まわります。

(ロ) 構内交換取扱者(会社・銀行・デパート・工場・病院・官庁等の構内交換電話(P. B. X)の取扱者)になるには、日本電信電話公社で定めている構内交換取扱者認定規則によつて、交換設備の種類毎に定められている資格の認定をとらなければその業務につくことができません。しかし次の4種類をのぞく簡単な機種種の交換台についてはその必要はありません。

資格の種類	構内交換設備の種類
自動有ひも級	自動式有ひも型の局線中継台
自動無ひも級	自動式無ひも型の局線中継台
共電双ひも級	共電式双ひも型の交換機
磁石級	磁石式の交換機(壁掛のものを除く)

資格試験は以上の種類毎におこなわれますが、学科試験に合格してから技能試験を受けることになっています。学科試験は通話制度(市内通話および市外通話に関する制度の概要)交換取扱手続の2科目です。資格のどれかをとつた者がさらに他の資格をとるときには、交換取扱手続だけを受

ければよいことになっています。また学科試験に合格した者は、同一資格については1年以内に技能試験に合格すれば認定されます。技能試験は実地についての技能をみるものですが、交換台の種類によつてその経験者はそれぞれの資格の技能試験を免除されることになっています。

近年大会社等の傾向として、声の窓口である電話交換取扱者の養成を重視し、一般の新規採用者の中から特に選んで、電話局に訓練を委託する方法がとられています。また就職前に訓練をうけて資格を得ておけば就職に有利な場合がありますので、個人的に申込み人も相当数にのぼっています。訓練は全国で約200の電報電話局で実施され、期間は約1ヵ月で、訓練後認定試験がおこなわれています。

構内交換取扱者の初任給は、地域や会社等の規模等によつて多少のひらきがありますが、東京の例をひきますと高校卒で税込み平均8,000円、中学卒7,000円程度で、会社によつて通勤費、時間外手当等が加算されます。

(構内交換取扱者のみは公衆電気通信法による)

行政書士

行政書士は他人の依頼をうけて官公署に提出する書類、そのほか権利義務または事実の証明に関する書類を作成して、都道府県知事の定めるところの報酬を受けるのを業とします。このような仕事の内容からして弁護士・弁理士・公認会計士・税理士になる資格をもつ人、国または地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算8年以上(行政書士試験受験資格(1)に該当した公務員であつた者は5年以上)の人は、無試験で資格を得られ都道府県知事に申出て行政書士名簿に登録を受けて、全国どこでも開業できます。

次のひとつに該当する人は、都道府県知事のおこなう行政書士試験に合格後、登録すれば原則としてその都道府県内で開業できます。

- (1) 学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者、(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者をふくむ)または文部大臣がこれと同等以上の学力があると認めた者
- (2) 国または地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して8年以上になる者
- (3) 都道府県知事の定めるところにより、(1)(2)にかかげる者と同等以上の知識および能力を有すると認められた者

行政書士の試験は毎年1回以上都道府県でおこなわれますが、試験科目や受験手続きなどは都道府県で定めることになっています。

昭和32年9月現在の自治庁調によりますと、業をいとなんでいる者は7,552人で全登録者数の77%に相当します。女子の数は不明ですが、東京都の場合をみますと女子の行政書士は64人で全体の約1割をしめています。81年度中に行政書士が取扱つた業務件数は年間1人当り平均288件、報酬額は平均21,757円です。(自治庁調)なお行政書士のなかには司法書士や土地家屋調査士等との兼職の人がかなりいます。(行政書士法)

衛生管理者

労働基準法では常時 50 人以上の労働者を使用する 製造業・建設業・運輸業・紙業等の事業場と、常時 100 人以上の労働者を使用する 農林業、漁業および水産養殖業、サービス業、金融および保険業、卸売および小売業、郵便・電信電話の事業等の事業場には一定数の衛生管理者と主任の衛生管理者をおかなければならないとさだめられています。

衛生管理者には医者である者と医者でない者との別があつて、医者である衛生管理者は毎月 1 回以上、その他の衛生管理者は毎週 1 回以上作業場等を巡視して、設備や作業方法、衛生状態について衛生上有害のおそれのある場合には、応急処置または適当な予防の処置をします。そのほか健康に異常のある者の発見や処置、作業条件や施設等の衛生上の改善、衛生教育や健康相談、労働環境衛生に関する調査、労働者の負傷や疾病、欠勤および移動に関する統計の作成など職場の衛生管理を掌ります。主任の衛生管理者は、他の衛生管理者を指揮し衛生管理に関する事項を統轄します。昭和 81 年 12 月末における労働省関によりますと衛生管理者をおかなければならない事業場は全国で 23,074 ありますが、医師である衛生管理者は 22,742 人（専属のもの 2,295 人、専属でないもの 20,447 人）医師でない衛生管理者は 88,284 人で、そのうち女子はまだ僅かしかいません。しかし東京都では 17,066 人の衛生管理者のうち約 40 %が女子でしめられています。

衛生管理者になるには次の一つに該当しなければなりません。（ただし主任の衛生管理者は、衛生管理を主管する労務、厚生などの業務の職制上の責任者でもよいことになっています。）

- (1) 医師であつて労働衛生に関する教養を有する者
- (2) 医学または保健衛生に関する旧専門学校卒業生、またはこれと同等以上の学力を有する者で都道府県労働基準局長の免許を受けた者
- (8) 衛生管理者試験に合格して免許を受けた者

- (4) その他都道府県労働基準局長において特に適当であると認め免許した者

衛生管理者試験

衛生管理者試験は都道府県労働基準局長がおこないますが、満 20 歳以上で次の一つに該当する者でないと受けられません。

- (1) 旧中等学校令による中等学校卒業生、またはこれと同等以上の学力を有する者
- (2) 2 年以上保健衛生に関する業務に従事した経験のある者

試験科目は労働基準法・労働衛生法規・労働生理・労働衛生・救急処置の 5 科目で旧看護婦規則による免許をもつる人は救急処置の科目について、大学・旧専門学校で法律か経済を専攻した人は労働基準法の科目についての試験が免除されます。

試験は年に 1 回以上おこなわれます。期日等は労働基準局で告示しますが、労働基準監督署を経て事業場へ周知させる方法もとられています。

初任給は事業場の規模等によりさまざまで一概にはいえません。

（労働基準法）

検 察 官

検察官は、刑事について公訴をおこない、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ裁判の執行を監督すること等がその職務の中心ですが、いかなる犯罪でも捜査することのできる権限をもっています。

検察官には検事総長、次長検事、検事長、検事および副検事の別があり、その事務をおこなう役所として最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁および区検察庁がおかれています。これは最高裁判所をはじめ各裁判所に対応するもので、特別の定めのある場合を除いて、その対応する裁判所の管轄に属する事項について、さきに述べたような職務をおこないます。検事は1級または2級とし、副検事は2級とされ、副検事は区検察庁にだけおかれています。2級検察官は司法修習生の修習を終えた者、裁判官の職に在つた者等のなかから任命されますが、このほか次の一つに該当する人は副検事選考審査会の選考を経て任命されます。

イ. 司法試験の合格者

ロ. 8年以上一定等級以上の検察事務官・法務事務官または法務教官・地方更生保護委員会の委員、裁判所調査官、一定等級以上の裁判所事務官・裁判所書記官・裁判所書記官補・家庭裁判所調査官・家庭裁判所調査官補・司法研修所教官等の職に在つた者

法務省の調によりますと、昭和33年4月1日現在で検事の総数は1,000名、副検事717名でそのうち2名の婦人の検事がいます。この2名は昭和18年と同22年に司法試験に合格した人たちで、現在東京と大阪の地方検察庁に勤務しています。取扱う事件によつては婦人の方が適当な場合もありますので、司法試験に合格したのち検察官のコースを志望する婦人の増えることが期待されています。

検察官の給与は、検事の本俸が16号18,000円から特号72,000円まで、副検事の本俸は12号14,300円から特号51,000円までの段階になつています。

(検察庁法)

第 2 部

一定の資格を必要とする職業

図書館司書・司書補

司書は図書館の専門職員で、図書館資料の購入・収集・分類・目録の整備等の職務のほか、自動車文庫や貸出文庫による巡回・読書会・鑑賞会・資料展示会の開催など館外サービスにもたずさわれます。そのほかに司書の職務を助ける専門職としての司書補がいます。昭和25年に図書館法が制定されて、公立・私立図書館には司書・司書補をおくようになりましたが、法の適用を受けない図書館でも資格をもっていると就職に有利です。

司書の資格は次の一つに該当すれば得られます。

- (1) 大学を卒業した者で司書の講習を修了したもの
- (2) 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を修めたもの
- (3) 3年以上司書補として勤務した経験を有する者で司書の講習を修了したもの
- (4) 大学・高等学校卒業後、文部省図書館職員養成所を卒業したもの
(修業年限は高等学校卒業は2年、大学卒業は1年です。)

また司書補の資格を得るには高等学校卒業後、司書補の講習を修了しなければなりません。司書および司書補の講習は、文部大臣の委嘱を受け大学で開催されます。時期は夏季の休暇を利用して2ヵ月間位(夜間は約半年)おこなわれます。詳しいことは毎年5月頃の官報に告示される場合がありますが、都道府県の教育庁でわかるようになっていきます。昭和82年度は全国で5校実施されました。

司 書 講 習

受講科目

必修科目

図書館通論 図書館実務 図書選択法 図書目録法 図書分類法

レファレンス・ワーク 図書運用法 図書館対外活動

児童に対する図書館奉仕 視聴覚資料

選択科目(各群それぞれ2単位以上)

甲群…学校教育と公共図書館 成人教育と図書館 特殊資料

図書館施設 図書館史

乙群…社会学 社会教育 ジャーナリズム 図書解題および図書評論

図書および印刷史

司書補講習

受講科目

必修科目

図書館概論 図書整理法 閲覧と貸出 図書の目録と分類

参考書解題 製本と修理 視聴覚資料 図書館統計 複写技術

選択科目(各群それぞれ1単位以上)

甲群……図書館史 図書館施設

乙群……社会教育 ジャーナリズム 速記法

講習修了後は講習をおこなった大学が試験、論文、報告書その他による成績審査により、単位修得認定書を交付します。この認定書を得たものは司書或いは司書補の資格も得るわけです。現在司書が最も多く勤務しているのは大学図書館(大学附属図書館、学部・研究所の図書室)で、次は特殊専門図書館(会社、病院、研究所等の図書館)公共図書館(都道府県立・市町村立の図書館、私立図書館)学校図書館(小・中・高等学校等の図書館)の順になっています。このうち公共図書館は全国で644カ所、ここで働いている司書と司書補は約2,000人で、そのうち女子はおよそ20%といわれています。(昭和33年3月、文部省調)

司書の給与は国立関係の場合は次の基準によります。

職 種	学 歴	初 任 給
司 書	図書館職員養成所(大学卒後の課程)卒	9,800 円
	大 学 卒	8,600 円
	短 大 卒	7,400 円
司 書 補	高 校 卒	6,800 円

なお公立関係は、地方公共団体の実情によつて多少の増減はありますが、大いいてこれに準じて取扱われています。(図書館法)

社会教育主事

社会教育主事は県や市町村の教育委員会に属し、その職務は社会教育をおこなう人たちに専門的および技術的な助言と指導を行うものですが、命令や監督することは許されていません。

社会教育はおもに青少年や成人を対象とした組織的な教育活動で、図書館・博物館・公民館などの施設・青年学級・討論会・講習会・講演会・展示会などの講座や集会、PAT・婦人会・青年団・青少年グループなどの組織、そのほか視聴覚教育・体育・レクリエーションなどを通してきわめて幅広くおこなわれています。

各都道府県・市町村の教育委員会には、婦人の教育担当者が任用されており、社会教育活動の指導援助に当たっています。昭和30年9月現在の文部省調によりますと、婦人の社会教育主事は全国で29名、主事補42名です。

社会教育主事の資格を得るには次の一つに該当することが必要です。

- (1) 大学に2年以上在学して82単位以上を修得し、且つ3年以上社会教育主事補の職または官公署、社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関係のある職にあつた者で、社会教育主事の講習を修了したもの
- (2) 教育職員の普通免許状をもち、5年以上文部大臣の指定する教育に関する職にあつた者で社会教育主事の講習を修了したもの
- (8) 大学に2年以上在学して82単位以上を修得し、且つ大学において社会教育に関する科目の単位を修得した者で、1年以上社会教育主事補の職にあつたもの。

(注) 旧大学、大学予科、旧高等学校高等科、旧専門学校、旧教員養成学校、その他文部大臣が短期大学と同程度以上と認めた学校の卒業者等も、大学に2年以上在学して82単位以上を修得したものとみなされています。

次の要件をそなえた人は当分の間社会教育主事となる資格をあたえられます。

- (1) 教育事業、社会事業、児童福祉事業または文部大臣の指定する社会教育に関係のあるその他の事業に10年以上従事したこと
- (2) 年齢が35歳以上であること
- (3) 社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県の教育委員会で、社会教育主事となるのに十分な人格と識見を有する者であると認定をしたこと

社会教育主事講習

受講科目

必須科目

社会教育概論(社会教育史を含む)

社会教育行政および社会教育財政

社会教育演習

選択科目(各群からそれぞれ1科目以上を選択)

甲群—教育社会学 社会心理学 青年・成人心理学

乙群—成人指導 青少年指導 視聴覚教育 学校開放 社会教育施設
職業教育および職業指導 体育およびレクリエーション

講習会は文部大臣の委嘱した大学が夏季の休暇を利用して約3ヵ月位の期間でおこなっています。受講者の定員や期日・場所など講習実施の細目については、大学の所在する県の公報に告示されますが都道府県の教育庁でもわかります。

初任給は教育職員に準じますが、社会教育主事には教員の経験を経て任用される人が多いので概して高いようです。昭和30年9月現在の文部省調によりますと、全国平均の給与は、専任の社会教育主事が本俸26,216円、兼任が17,934円、主事補が15,646円となっています。(社会教育法)

社会福祉主事

都道府県および市では、生活保護法・児童福祉法および身体障害者福祉法のいわゆる福祉三法に定められた援護育成、または更生に関する仕事を任務とする福祉事務所を設けねばならないことになっています。(町村にも任意で設けられることになっています。)この福祉事務所で現業をおこなう所員には、社会福祉主事でないとなれないことになっています。

社会福祉主事は、援護や更生の措置を必要とする人たちの家庭を訪問したり、これらの人々に面接して本人の資質や環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無およびその種類を判断し、本人に対して生活指導をしたりこれに関する事務をとります。恵まれない人たちを対象にする仕事ですから20歳以上で人格が高く、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意のある人であることが条件となります。社会福祉主事は都道府県または市町村の事務吏員か技術吏員として任用されますが次の資格が必要です。

- (1) 大学(新旧とも)・旧制の高等学校または旧制の専門学校において、下記の社会福祉に関する科目のうち三科目以上を修めて卒業した者
社会事業概論 社会事業史 社会事業方法論 社会調査統計
社会事業 施設経営論 社会事業行政 公的扶助論 児童福祉論
保育理論 身体障害者福祉論 医療社会事業論 協同組合論 法律学
経済学 心理学 社会学 社会政策 経済政策 社会保障論 教育学
刑事政策 犯罪学 倫理学 修身 生理衛生学 公衆衛生学
精神衛生学 医学知識 看護学 栄養学
- (2) 厚生大臣の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
- (3) 厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

(注) 試験はまだ実施されていません。

社会福祉主事の勤務先は都道府県や市町村の福祉関係機関のほか、民間社会福祉事業界に専門職員として採用されます。全国で福祉事務所は967カ所設置され、ここを拠点として活動している社会福祉主事は6,098人をおおいます。このうち女子はごく僅かですが、取扱うケースによつては女子の方がのぞましいこともありますので、今後の進出が期待されています。

(社会福祉事業法)

身体障害者福祉司

身体障害者福祉司は、福祉事務所に勤務する事務吏員または技術吏員であつて、福祉事務所の所員に対し身体障害者福祉法にかかわる技術的指導をします。また、福祉事務所が行う身体障害者(特定の身体上の障害がある18歳以上の者で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けている者)の相談、生活・環境等の調査、更生指導等の業務のうち、専門的技術を必要とする場合の援助および助言をします。身体障害者を発見し、相談に応じて更生に適切な保護と援助をおこない、その福祉をはかることも身体障害者福祉司の業務の一部になつています。

身体障害者福祉司の資格を得るには次の一つに該当しなければなりません。

- (1) 社会福祉主事の資格を有して、身体障害者の更生援護、その他その福祉に関係のある事業に2年以上従事した経験をもつ者
 - (2) 大学で(新旧とも)厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
 - (イ) 社会事業概論 社会事業史 社会事業施設論 社会事業行政 社会事業の方法(ケースワーク グループワーク コミュニティーオーガニゼーション)
 - (ロ) 社会立法 社会政策 社会病理または社会問題 社会調査 社会統計 社会衛生 精神衛生 身体障害者の心理 社会教育 職業指導 補導員知識
 - (3) 医師
 - (4) 身体障害者の更生援護の事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で、厚生大臣の指定するものを卒業した者
 - (5) 前各号に準ずる者で身体障害者福祉司として必要な学識経験をもつ者
- 昭和32年5月末の厚生省調によりますと、専任の身体障害者福祉司は334人、査察指導員を兼任する者683人で、このうち女子が約80人います。厚生省としては専任をおくよう指導に重点をおいていますので、今後進出が期待される職場のひとつといえましょう。

(身体障害者福祉法)

児童福祉司

児童福祉司は、児童相談所に勤務して児童の保護や福祉に関する相談に応じ、専門的技術にもとづいて必要な指導をおこなう児童福祉のための専任ケースワーカーです。また児童相談所長のさだめる担当区域をまわつて、保護者のない児童や、その保護が不適当と認められる児童の発見や調査につとめ、相談に応じて児童や保護者を指導したり、里親または保護受託者の家庭を訪問して必要な指導にあたります。昭和30年末の厚生省調によりますと、児童福祉司は全国で401人いますが、このうち女子は54人で円熟したケースワーカーとして活動しています。

児童福祉司になるには次のひとつに該当する者のうちから、事務吏員または技術吏員として都道府県で任用されなければなりません。

- (1) 厚生大臣の指定する児童福祉司または児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、または厚生大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3) 医師
- (4) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
- (5) 上記の各号に準ずる者であつて、児童福祉司として必要な学識経験を有する者

給与は地方公共団体の任用によるので都道府県でそれぞれ定められています。

(児童福祉法)

児童福祉施設の職員

児童の福祉を保障するために昭和22年に児童福祉法が制定され、その趣旨に沿って各種の児童福祉施設が設置されています。すなわち助産施設・乳児院・母子寮・保育所・児童厚生施設・養護施設・精神薄弱児施設・精神薄弱児通園施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・身体不自由児施設・救護院がこれにあたりますが、これらの施設にも多くの婦人が働いています。そのなかで特に資格を必要とする職名について述べてみましょう。

イ 寮 母

寮母は母子寮（配偶者のない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その者が監護しなければならない児童を入所させて保護する施設です）に入居している母子の職業の選択の相談にあずかつて、母子を社会の共同生活に適応させることに努め、あるいは、入寮者の私生活を尊重しながらその生活指導をします。

寮母は次の資格をそなえた女子でなければなりません。

- (1) 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保母の資格を有する者
- (3) 高等学校を卒業した者、旧中等学校令による中等学校卒業生、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む）または文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

母子寮は全国で公立522、私立128あつて608人の寮母が働いています。（昭和32年11月現在、厚生省調）仕事の性質上年齢の高い婦人が多いようです。

ロ 児童指導員

児童指導員は養護施設（乳児を除いて保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて養護するのを目的とする児童福祉施設）につとめ、児童の自治を尊重しながら日常の起居の間に児童が健全な社会の一員となるための生活指導にあたります。また精神薄弱児施設（精神薄弱児を入所させてその保護と独立自活に必要な知識や技能をあたえることを目的とする児童福祉施設）や盲ろうあ児施設（盲児やろうあ児を入所させて、これを保護するとともに独立自活に必要な指導または援助をすることを目的とする施設）にもおかれることになっています。次に述べる資格のいずれかをもつた人は児童指導員になることができます。

- (1) 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 大学（新旧とも）の学部で心理学、教育学、または社会学を修めて学士号をとつた者
- (3) 新制高校卒業生、旧中等学校令による中等学校卒業生、または通常の課程による12年の学校教育を修了したもの（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む）または文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めたものであつて、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (4) 小・中・高等学校の教諭になる資格を有する者で、厚生大臣または都道府県知事が適当とみとめた者
- (5) 3年以上児童福祉事業に従事した者で、厚生大臣または都道府県知事が適当とみとめた者

現在、指導員は全国で約8,500人を数え、精神薄弱児施設をはじめ養護施設、盲ろうあ児施設等に多く勤めていますがほとんどが男子です。しかし恵まれない子供たちには母性の愛情で指導することが望まれていますので、女子指導員も次第に増える見通しです。

ハ 児童厚生員

児童厚生員は児童厚生施設(屋外では広場・ぶらんこ・砂場・滑台などをもつた児童遊園、屋内では集会室・遊戯室・図書室などをもつた児童館等)で、児童に健全な遊びをあたえて健康の増進をはかつたり、遊びを通して情操をゆたかにすることをその任務としています。例えば遊具による遊び・集団遊び・音楽・舞踊・読書・製作・お話・紙芝居・人形芝居・劇・映画・遠足・運動・キャンプ等の中から適当なものを選んで、集団的または個別的に遊びの指導にあたります。

児童厚生員は次のひとつに該当しなければなりません。

- (1) 寮母の資格をもつもの
- (2) 児童厚生事業に関して特別の学識経験をもつ者で、都道府県知事が適当と認めたもの

厚生施設は全国に441カ所設けられ、男女あわせて約450名の児童厚生員がいます。

ニ 教護院の職員

教護院は国立では武蔵野学園があり、また各都道府県立など全国で53カ所設置されています。教護院はいわゆる不良少年または不良になる心配のある児童を入院させて、生活指導、学科指導および職業指導によつて不良性を除くことを目的としている児童福祉施設です。生活指導は児童が日常の起居の間に社会の健全な一員となるよう集団的および個別的におこなわれます。学科指導は学校教育法の規定による小学校または中学校の学習指導要領に準じておこなわれ、修了証書は普通の小・中学校の卒業証書と同一の効力をもっています。また将来経済的に自立できるように児童の性能に応じて職業教育もなされます。教護院には院長、教護(児童の教育保護にあたる職員)教母(児童の保護にあたる女子)教護院医師(児童の診療および保健衛生にあたる医師で、小児科または精神科に相当の経験がなければなりません)が嘱託医でもよいことになってい

ます)教護院書記(庶務および会計に従事する)が置かれそれぞれの職務が区分されており、職業指導員の置かれているものもありますが、教護および教母は児童8人に1人以上の割合になっています。これらの職員になる資格は次のとおりです。

教護院の長

- (1) 教護の職にあつた者など児童の教護事業に5年以上従事した者
- (2) 児童の教護事業に関し、特別の学識経験をもつ者で厚生大臣が適当と認定した者

教護

- (1) 厚生大臣の指定する教護を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 大学(新旧とも)の学部で心理学、教育学または社会学を修めた学士で、1年以上児童の教護事業に従事した者
- (3) 新制高等学校を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の卒業生、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者をふくむ)または文部大臣がこれと同等以上の資格をもつと認定した者であつて、3年以上児童の教護事業に従事した者
- (4) 小・中・高等学校の教諭となる資格をもつ者で、1年以上の児童教護事業に従事した者
- (5) 児童の教護事業に関し特別の学識経験をもつ者で厚生大臣が適当と認定した者

教 母

- (1) 保母の資格をもつ者
- (2) 3年以上児童の教護事業に従事した者で、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者

現在全国で801人の教母が任用されておりますがそのほとんどは教護の妻です。これは教護院の特殊性によるもので、子供たちにあたたかい家庭環境をあたえる趣旨によるものですが、しだいに既婚者でなくても任用される傾向にあります。

初任給は公立の場合その地方公共団体によつてまちまちですが、だいたい保母の給与と同じ位です。なお私立関係より公立関係の方が一般に高いようです。

(児童福祉法)

児童相談所の職員

昭和22年に施行された児童福祉法は、国および地方公共団体が、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任をあきらかにし、都道府県に児童相談所を設置して次の業務をおこなうことを定めています。

- (1) 児童に関する諸問題につき家庭その他からの相談に応ずること
- (2) 児童および家庭につき必要な調査並びに医学的・心理学的・教育学的・社会学的および精神衛生上の判定をおこない、附随した指導をおこなうこと
- (3) 児童の一時保護をおこなうこと

児童相談所には所長および所員がおかれ都道府県の事務吏員または技術吏員とされています。

所長になるには次の資格が必要です。

- (1) 医師で精神衛生に関する学識経験をもつもの
- (2) 大学(新旧とも)で心理学を専修する科目またはこれに相当する課程を修めて卒業したもの
- (3) 2年以上児童福祉司として勤務したもの、または児童福祉司たる資格を得たのち2年以上所員として勤務したもの
- (4) 前の各号に準ずる者であつて、所長として必要な学識経験を有するもの

所員にも仕事の内容によつて次のような資格制限があります。

- (1) 相談調査関係の所員は、児童福祉司の資格を有する者であること
- (2) 判定関係の所員のなかには、精神衛生関係の医者またはこれに準ずる資格を有する者と、大学において心理学を専修する科目を修めて卒業した者、またはこれに準ずる資格を有する者をそれぞれ1人以上おくこと

児童相談所には上記の所長や所員のほかにも必要な職員が置かれることになつていますが、児童福祉事業に熱意のある者で、事業についての理論および実際についての訓練を受けた人が採用されることになつています。

児童相談所は全国で122カ所おかれ、判定を掌る所員が約200名、相談調査を担当している所員が約450名いますが、女子もかなりいて特に相談調査の部門に多くみられます。
(児童福祉法)

索引

イ 医師……………頁1	クリーニング師試験……………頁71
医師国家試験……………2	
一級建築士試験……………37	ケ 検 察 官……………78
一・二級普通免許状……………8	検事・副検事……………78
	建 築 士……………36
エ 衛生管理者……………76	
衛生管理者試験……………77	コ 国家公務員……………46
米 産 士……………15	国家公務員上級試験……………48
米産士国家試験……………15	国家公務員中級試験……………47
	国家公務員初級試験……………46
カ 家庭裁判所調査官補……………60	構内交換取扱者資格試験……………73
看護婦……………17	公認会計士・会計士補……………29
看護婦国家試験……………17	公認会計士試験……………29
外交官・領事官……………54	公認会計士報酬規定……………31
外交官・領事官採用上級試験……………54	
外交官・領事官採用中級試験……………55	サ 裁 判 官……………24
ガイド……………63	裁判所職員(7等級)採用試験……………60
ガイド試験……………63	裁判所書記官補……………60
キ 教 員……………6	シ 歯科医師……………3
教育職員検定……………9	歯科医師国家試験……………3
教育職俸給表初任給基準表……………10	歯科衛生士……………40
教護院の長……………91	歯科衛生士試験……………40
教 母……………92	歯科技工士……………41
行政書士……………75	歯科技工士試験……………41
行政書士試験……………75	司書講習……………79
行政職俸給表(一)……………52	司書補講習……………80
	小学校教員……………7
ク クリーニング師……………71	社会教育主事……………82

社会教育主事講習	83
社会福祉主事	84
司法修習生	25
司法書士	44
司法書士報酬規定	44
身体障害者福祉司	80
診療エックス線技師	39
診療エックス線技師試験	39
児童福祉司	87
児童指導員	89
児童相談所所長	93
児童相談所の所員	93
児童福祉施設の職員	88
助産婦	22
助産婦国家試験	22
受胎調節実地指導員	28
準看護婦	19
準看護婦試験	19
生活改良普及員	12
生活改良普及員資格試験	12
専門技術員	14
税理士	82
税理士試験	82
税理士報酬規定	84
中学校・高等学校教員	8
電話交換取扱者	72
特殊学校の教員	9
図書館司書・司書補	79

二級建築士	87
判事	24
判事補	24
美容師	67
美容師試験	67
副理事官	56
介護士	27
介護士報酬等基準規程	28
介護士	42
介護士試験	42
保健婦	20
保健婦国家試験	20
保母	65
保母試験	65
理容師	69
理容師試験	69
寮母	88
労働基準監督官	57
労働基準監督官試験	57
薬剤師	5
薬剤師国家試験	5
養護教員	8
幼稚園教員	8

1958年7月10日印刷
1958年7月20日発行

婦人の職業案内

—資格を要する職業—

東京都千代田区大手町1の7

編集兼 労働省婦人少年局
発行人
印刷所 大蔵省印刷局